

令和3年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第13号

令和3年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月18日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和3年3月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和3年第1回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和3年3月2日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番	鈴木 崇 容	2番	常 包 恵
3番	小山 直 樹	4番	京 兼 愛 子
5番	竹林 昌 秀	6番	川 西 米希子
7番	田 岡 秀 俊	8番	合 田 正 夫
9番	三 好 郁 雄	10番	白 川 正 樹
11番	白 川 皆 男	12番	松 下 一 美
13番	三 好 勝 利	14番	大 西 豊
15番	川 原 茂 行	16番	大 西 樹

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

2番	常 包 恵	3番	小 山 直 樹
----	-------	----	---------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	常 包 英 希	議会事務局課長補佐	平 田 友 彦
--------	---------	-----------	---------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 田 隆 義	副 町 長	栗 田 昭 彦
教 育 長	三 原 一 夫	総 務 課 長	長 森 正 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	池下尚治	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	佐喜正司	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	小縣茂	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	萩岡一志	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。三寒四温を繰り返し、少しずつ春めいてきたように感じられる今日この頃です。

本日、令和3年まんのう町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にお忙しい中、御参集を賜りありがとうございます。

2月上旬に延長された緊急事態宣言は3月7日に期限を迎えますが、感染者数のリバウンドを警戒する声もございます。そんな中、3月25日には聖火リレーがスタートし、4月17日には、まんのう町でも「希望の道を、つなごう」をコンセプトに、9人のランナーで聖火リレーを開催いたします。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、県内でも2月20日から医療従事者向けの先行接種が開始されており、4月下旬頃から高齢者等のワクチン接種が始まる予定でございます。夏頃からワクチン接種の効果が徐々に表れ、事態が収束に向かうことを期待いたしております。

今定例会は新年度予算を審議する特に重要な議会であります。今定例会に上程いたしておりますのは、報告1件、議案24件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、議案関係について、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案19

件、同法第180条の規定に基づく専決処分報告1件、同法第244条の2の規定に基づく指定管理者の指定議案2件、農業委員会法施行規則第2条の規定に基づく同意議案1件、農業委員会法第8条の規定に基づく同意議案1件、地方教育行政法第4条の規定に基づく同意議案1件の提出があり、受理いたしました。

次に、議会に提出された報告として、組合議会関係については、中讃広域行政事務組合議会、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会、香川県中部広域競艇事業組合において定例会が開催され、令和2年度一般会計補正予算、令和3年度一般会計予算ほかの審議報告がありました。

また、監査委員より、地方自治法第235条の2に基づく令和2年11月分から翌年1月分までの例月出納検査の報告があり、受理いたしました。

なお、今回より検査結果に併せて会計の収支月計、基金出納状況、現金保管状況の調書が添付されておりますので、御報告いたします。

なお、これら報告のあった書類は、タブレットの今定例会の報告フォルダにそれぞれ入れております。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

2月26日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席の下、議会運営委員会委員6名が出席し、第1回定例会の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告します。

まず、一般会計予算に関する審査方法については、今までどおり総務常任委員会に付託した後、総務以外の所管部分に関係する常任委員会で審査し、質疑終結まで行った結果を総務常任委員会に報告し、総務常任委員会で最終的な審査をすることになりました。

また、人事案件の審議につきましては、質疑、討論、委員会付託を省略して採決を行うことになりました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から3月19日の18日間といたします。

日程第4 施政方針

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

- 日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（預かり保育利用料金滞納の請求事件）
- 日程第9 議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託
- 日程第10 議案第2号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について 建設経済常任委員会付託
- 日程第11 議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について 即決でお願いします。
- 日程第12 議案第4号 まんのう町介護保険条例の一部改正について 教育民生常委員会付託
- 日程第13 議案第5号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について 建設経済常任委員会付託
- 日程第14 議案第6号 まんのう町公民館条例の一部改正について 即決でお願いします。
- 日程第15 議案第7号 まんのう町高篠ふれあいセンター条例の廃止について 即決でお願いします。
- 日程第16 議案第8号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定について 建設経済常任委員会付託
- 日程第17 議案第9号 まんのう町琴南地域活性化センターの指定管理者の指定について 建設経済常任委員会付託
- 日程第18 議案第10号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号 総務常任委員会付託
- 日程第19 議案第11号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第4号 教育民生常任委員会付託
- 日程第20 議案第12号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号 教育民生常任委員会付託
- 日程第21 議案第13号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号 教育民生常任委員会付託
- 日程第22 議案第14号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号 建設経済常任委員会付託
- 日程第23 議案第15号 令和3年度まんのう町一般会計予算（案） 総務常任委員会付託
- 日程第24 議案第16号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案） 教育民生常任委員会付託
- 日程第25 議案第17号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

教育民生常任委員会付託

日程第26 議案第18号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計予算（案） 教育民生常任委員会付託

日程第27 議案第19号 令和3年度まんのう町下水道特別会計予算（案） 建設経済常任委員会付託

日程第28 議案第20号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案） 建設経済常任委員会付託

日程第29 議案第21号 令和3年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案） 教育民生常任委員会付託

日程第30 議案第22号 まんのう町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について 即決でお願いします。

日程第31 議案第23号 まんのう町農業委員会委員の任命について 即決でお願いします。

日程第32 議案第24号 教育委員会委員任命の同意について 即決でお願いします。一般質問は3月3日、4日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午前10時55分、委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、常包恵君、3番、小山直樹君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○大西樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決しました。

日程第4 施政方針

○大西樹議長 日程第4、施政方針を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本日ここに、令和3年まんのう町議会第1回定例会開会に当たり、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、令和3年度当初予算における主要施策の概要につきまして御説明を申し上げ、議員並びに町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

初めに、社会経済情勢と国の動きについてでございます。

日本経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られるとし、今後の先行きは感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されておりますが、国内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があると言われております。

こうした中、政府は東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて国民の命と暮らしを守り抜くとし、その上で「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、デジタル改革やグリーン社会の実現などの新たな目標について規制改革や必要な投資を行うことにより、再び力強い経済成長を実現するとされております。

そして、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期し、さらに成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高めることにより、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげていくとしております。

また、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策等を具体化する令和2年度第3次補正予算並びに令和3年度予算及び関連法案の早期成立に努めるとともに、予備費も活用して支援策を講じていくとしております。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しましては、本年1月7日及び13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、11都府県を対象とする緊急事態宣言が発出されました。

その後、感染者数が減少傾向にある反面、医療体制は依然逼迫した状況であることから、2月2日に栃木県を除く10都府県で発令期間を3月7日まで1か月間の延長をし、これまでの感染拡大の抑制を最優先とした対策をさらに徹底するなど、感染者数をしっかり減少させる取組を継続することとしました。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、アメリカの大手製薬メーカーが開発したワクチンが2月14日に国内で初めて特例承認されたことに伴い、17日から医療従事者向けの先行接種が開始されました。県内でも20日から接種が始まっており、医療従事者等に続き、高齢者などへの順に進められていくとされております。

まんのう町における接種までの手順といたしましては、まず、国の示すスケジュールに従い、対象となる方に接種券を送付することになっており、受け取った方のうち接種を希望する方には予約をしていただきます。予約先につきましては、コールセンターを設置いたします。

全国民を対象とした短期間での予防接種であり、国においてもいろいろな混乱が生じており、いまだワクチンの細かな分配量など不明瞭な状況が続いております。住民の皆様へも急な御案内となることが予想されますが、詳細が決まり次第、随時、行政告知放送、町のホームページや広報まんのうなどにより周知してまいります。

また、接種会場につきましては、蔓延防止のため、短期間に多くの方に接種を実施するという観点から、集団接種を実施する場合は、バリアフリーが施されたかりん健康センターを会場とするよう準備を進めております。

センターでは、ワクチン接種に関する国の各システムに適宜対応することが可能であるほか、接種券の再発行もできるため、予約の上、来所いただいた方をお返しすることなく、速やかに対処できるものと考えております。

一方、基礎疾患を持つ方の主治医による接種や入院・入所先で接種を受けることなども可能となっております。かかりつけ医など身近な医療機関での接種は時間や移動手段等の選択肢が広がり、住民の皆様により安心して受けていただくことができるものと考えております。

なお、2月13日には、新型コロナウイルス感染症が指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されており、本町といたしましても、刻々と変化する状況を注視しながら、国主導の下、集団接種及び医療機関等での個別接種による体制確保に向け、医師会を初めとした関係機関との連携を強化して取り組んでまいります。

次に、地方創生についてでございますが、令和元年12月に国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定され、第1期の総合戦略で進められてきた施策の検証を行い、優先順位も見極めながら、継続は力なりという姿勢を基本に、地方創生の目指すべき将来や、2020年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の方向性等が示されました。

従来の四つの基本目標である「稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」、「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」に加え、新たに「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」の二つの横断的な目標が追加され、日本が抱える課題の解決に一体的に取り組み、将来にわたって活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中の是正を共に目指すこととなりました。

これに伴い、本町におきましても、地方創生の切れ目ない施策を実行するために、平成27年に策定した第1期総合戦略の5年間の取組を継承しつつ、地方創生の充実強化に向けた新たな取組を加えた「まんのう町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を昨年2

月に策定いたしました。これにより、住民と行政が力を合わせながら「全世代・全員活躍型」の施策を切れ目なく実行することにより、まち・ひと・しごとの創生をなお一層推進し、地域活力の向上を図り、第1期総合戦略と同様に、より効率的な施策の推進に向けて、PDCAサイクルに基づく効果検証を行ってまいります。

次に、本町の財政状況と今後の見込みでございます。

令和元年度の一般会計決算額は、歳入総額が116億4,013万7,000円で、前年度に比べて4.5%、5億163万3,000円の増、歳出総額が111億8,024万1,000円で、前年度に比べて6.6%、6億9,270万円の増となり、歳入、歳出とも前年度を上回りました。

この主な要因は、歳入では、過疎対策事業債において、こども園施設整備事業債1億8,020万円の皆増、合併特例債において、琴南支所周辺整備事業債1億6,730万円の増額、国庫支出金においては、保育所等整備交付金8,008万6,000円の皆増、県支出金においては、農地費補助金1,178万円の増額などによるものであります。

また、歳出では、歳入に連動して、琴南総合センター新築事業費1億4,883万2,000円及び満濃南こども園施設整備事業費1億2,240万5,000円の皆増、国庫補助事業においては、橋梁長寿命化修繕事業費3,305万7,000円の増額などによるものでございます。

決算収支につきましては、実質収支が3億8,108万4,000円の黒字、単年度収支は1億546万7,000円の赤字となり、実質単年度収支は1億6,272万円の黒字となりました。

財政健全化を示す各指標につきましては、経常収支比率が長期償還元金や物件費等の経常的経費の増加により、前年度に比べて1.7ポイント上昇、実質公債費比率も元利償還金の増加により、前年度に比べて0.7ポイント上昇し、7.9%となりました。

公債費負担比率は長期債元利償還金が増加したこと等により、前年度に比べて1.0ポイント上昇しました。

令和3年度の町税収入の見通しは、新型コロナウイルス感染症の長期化で法人町民税の減収に加え、個人町民税の減収も予測され、これまでにない厳しい財政状況に陥り、その影響が当面の間、続くことも想定しておかなければなりません。

さらに、本町の地方交付税は5年間の激変緩和措置期間が終了したわけですが、個別算定経費である合併特例債償還金の算入金額増加及び新型コロナウイルス感染症対応による町民税及び固定資産税の減収補填分が見込まれることから、普通交付税は前年度より1億1,500万円の増額、令和2年度決算見込みにより、特別交付税は400万円の減額としているものの、一般財源所要額の確保に影響することから、その備えとして一層の行財政運営のスリム化を図る必要があります。

一方、歳出につきましては、公債費において、平成27年度に繰上償還を実施し、現債高が一旦減少したものの、琴南総合センターなどの大型事業に係る公債費の増加、また、

少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や町有施設や道路などの老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫し、厳しい状況が続くものと思われます。

それでは、令和3年度当初予算の概要について御説明申し上げます。

令和3年度のまんのう町当初予算は、一般会計と特別会計を合わせて総額172億8,910万円となっており、前年度当初予算総額と比較して2,940万円、0.2%の増加となっています。

会計別に見てみますと、まず、一般会計では総額118億1,300万円であり、対前年度1億6,300万円、1.4%の増となっております。

次に、特別会計は54億7,610万円で、前年度に比べて1億3,360万円、2.4%の減少であります。

当初予算の主要な増減を分析して見ますと、一般会計は総額が前年度に比べて1億6,300万円の増加となりました。主な理由として、民生費における約10億円の満濃南こども園施設整備事業や教育費における琴南小学校大規模改修事業が計上されたことが挙げられます。

また、公債費においても、長期債償還元金が約4,313万5,000円増加しております。

一方、PFI事業サービス購入費である満濃中学校等管理運営費や町道等維持管理費、小学校施設大規模改修工事は継続事業となっております。

次に、特別会計は前年度に比べて1億3,360万円の減少となっています。主な要因を会計別に見てみますと、まず、国民健康保険特別会計の事業勘定では1億8,100万円の減少となったものの、直営診療施設勘定内科では40万円、対前年度比0.5%の増加となっております。

また、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金が、介護保険特別会計では介護サービス給付費がそれぞれ増加となっておりますが、下水道特別会計では施設整備費が、農業集落排水特別会計では施設管理費が、浄化槽整備推進事業特別会計では施設の払下げに伴う施設管理費がそれぞれ減少となっております。

なお、国民健康保険、後期高齢者等の医療保険関係の特別会計は国の制度改正に左右されるものであり、その影響も大きいため、動向を注視していく必要がございます。

総合計画につきましては、令和2年度から10年間を計画期間とする第2次まんのう町総合計画を昨年3月に策定し、新たな一步を踏み出したところでございます。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、感染リスク対策としての「新しい生活様式」が導入されるなど、私たちの生活は一変いたしました。一方で、新たな社会構造に向けた改革のきっかけともなりました。こうした変化を的確に捉えつつ、今後も本町の新たなまちづくりの方向性に基づき、施策の総合的かつ計画的な実施に取り組んでまいります。

それでは、令和3年度の主要な事業、施策の概要につきまして、第2次まんのう町総合計画の基本目標、施策目標並びにまんのう町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の分野別施策に沿って御説明申し上げます。

まず、基本目標の一つ、「自ら学び、支え合うまち」の政策目標の1「みんながいいききと支え合って暮らせるため」における福祉の分野についてでございます。

介護保険事業につきましては、本年4月から第8期介護保険事業計画が始まります。この中で、第1号被保険者の介護保険料を500円引き上げ、6,500円とさせていただきます。介護保険の持続性なども考慮してのことですので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、高齢化社会の中であって、全ての高齢者が住み慣れた地域で心身共に健康で幸せに暮らしていける社会を目指すためのボランティア活動として「まんのうささえあいサービス」を実施してまいります。

次に、後期高齢者医療につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行います。医療保険のデータや介護保険のデータ、また、健診データなどを活用し、地域の健康課題の整理・分析を行い、これに基づいた高齢者への介護予防などの支援を実施してまいります。

また、高齢者、障害者・児童の権利擁護事業につきましては、地域連携のネットワークの核となる、いわゆる中核機関を本年4月をめどに設置いたします。この中核機関を中心に成年後見制度の利用促進、また、成年後見人の支援・育成に取り組むとともに、成年後見制度の申立人がない方の町長申立ての是非についても検討を行ってまいります。

また、障害者施策につきまして、令和2年度において第3期障害者福祉計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を策定いたしました。この計画に基づいて障害者施策を進めてまいります。

次に、健康づくり推進の観点から、本町の健康増進計画及び食育推進計画であります「第2次まんのう健やかいきいきプラン」の中間評価を行います。その中で、予防重視の健康づくりの実現に向け、特定健康診査やがん検診、予防接種を実施充実させ、各種検診の受診率や接種率を向上させることで病巣の早期発見や治療につなげ、罹患による重篤化の防止に努めます。

また、受動喫煙による健康被害から子供を守るため、町民の禁煙に向けた取組を支援し、各種団体と連携して受動喫煙防止のための啓発に取り組めます。

予防接種事業では、新型コロナウイルスワクチンの接種が始まっており、国の主導の下、関係機関の協力を得ながら、迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、実施体制の確保に向け、引き続き邁進してまいります。

また、母子保健事業では、かりん健康センターに設置しております子育て世代包括支援センターでの妊娠期からの相談支援に加え、乳児家庭全戸訪問事業、産婦健康診査事業、産後ケア事業などを継続実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産

後鬱の予防や新生児への虐待予防を図り、子供が健やかに生まれ育つための環境づくりの支援体制を継続いたします。

また、子供の身体発育及び精神の発達面から最も重要とされる乳幼児期の健康診査をより充実させ、早期発見、早期治療につながるよう鋭意研究に努めてまいります。

次に、政策目標の2「豊かな学びと生きがいを育む」ための教育関係の取組についてでございますが、その前に、コロナ禍におけるこれまでの学校教育の対応について申し上げます。

令和2年度は、新学期が始まってすぐの4月13日からゴールデンウィークを挟んでの5月29日まで小中学校が臨時休業となり、この間、教職員は各家庭で過ごす児童生徒に対し、家庭学習のサポートはもちろん、電話などによる生徒指導や心の支援も行っていました。

また、学校が再開した後は、休業中の学習の遅れを取り戻すべく、授業時間の調整を行ってまいりました。合唱コンクールや野外活動など様々な学校行事が見直され、運動会が中止となるなど、子供たちの思い出に残る多くの学校行事がなくなりました。さらに、夏休みを40日から20日間に短縮して、学習の遅れを回復させる取組も鋭意進めてまいりました。

このような中、学校行事の中心であります修学旅行につきましては、校長会と何度も議論を重ね、旅行の日程や行き先の変更、過密を避けるためにバスの増車をすることにより、全小中学校が無事に実施することができました。子供たちの一生に残る思い出ができ、本当によかったと思っております。

また、コロナウイルス感染拡大防止対策につきましては、手洗いの励行、マスクの着用、密を避ける工夫など、引き続き取り組んでまいりますとともに、小学校とこども園につきましては、トイレの水道蛇口を自動水栓に交換したいと考えており、計画を進めてまいります。

次に、政策目標に関する教育関係の取組について御説明申し上げます。

まんのう町の将来を担う子供たちの教育の在り方、また、町民の生涯学習の在り方、方針、方向性について、第2次まんのう町教育振興基本計画を昨年3月に策定いたしました。その計画にのっとりながら、具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

まず初めに、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成についてでございます。

子供たちの健やかな育成のために、就学前教育の充実に取り組んでまいります。一人一人の子供が生活や遊びを通して健やかに成長できるよう、教育研究所が中心となって、こども園との連携を強化し、研修を深め、遊びや表現活動など、様々な実働体験活動の充実を図ってまいります。

また、学校給食における「ひまわり牛」や「ひまわりオイル」などの地場産物を積極的に活用する取組を継続して進めてまいりますとともに、学校給食を教材として活用した食に関する指導の充実も図ってまいります。

次に、教育環境の整備・充実についてでございます。

地域と共にある学校づくりをさらに推進するため、本町では令和２年度からコミュニティスクール、いわゆる学校運営協議会制度を各小中学校に導入いたしております。次年度におきましても、学校が各家庭や地域と一層連携を深めて、地域に開かれた学校づくりを進めてまいります。

次に、満濃南こども園についてでございます。本年３月末までには造成工事が完了し、新年度の早期に建築工事の入札にかかり、６月議会において契約の承認をいただきまして、建築工事に着手したいと考えております。

また、琴南小学校につきましては、令和３年度から２か年の予定で大規模改修を行いますとともに、長炭小学校体育館の屋根の修繕を行ってまいります。

また、家庭の教育力の向上として、親子読書にも取り組んでまいります。

本町におきましては、平成２８年度から各小学校の学校図書館に学校司書を配置しており、児童が本を借りやすい環境を整備した結果、貸出冊数も毎年向上し、着実に伸びてきている状況でございます。

子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されることから、こども園での保護者を対象とした家庭教育学級などを通じまして子供の読書活動の習慣化が深まり、理解が深まりますよう取り組んでまいります。

次に、生涯学習関係についてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、昨年度は公民館まつりや森のコンサートと楽しい音楽会、ウオークラリー大会、中学生の海外派遣など、様々な文化・スポーツイベントや公演会、国際交流事業などが中止や延期となりました。また、公民館や図書館、体育館など、多くの公共施設は利用制限をした上で御利用いただいております。

そうした中、１月１０日に開催した成人式においては、プログラムの大幅な変更や参加者の制限、問診票の送付、式典の様子を収録したDVDの作成配布など、感染症対策を考慮し、工夫を凝らした成人式といたしました。

新型コロナウイルス感染症はいまだに収束が見通せない状況ではありますが、これからもウィズコロナ時代に対応した生涯学習、生涯スポーツの在り方や実施方法につきまして検討を進めてまいります。

次に、文化財についてでございます。

国指定重要無形民俗文化財「綾子踊」をはじめとする「風流」グループにつきまして、先般、２月１２日に国の文化審議会においてユネスコ無形文化遺産登録申請への候補として選ばれたことから、２０２２年登録に向けてさらなる取組を行います。

また、満濃池が令和元年１０月１６日に国の名勝に指定されたことを受け、名勝満濃池の魅力や価値を広く知っていただき、すばらしい満濃池の景観を未来へつなげていくよう保存活用計画の策定を進め、保護に努めてまいります。

次に、夏季オリンピック大会として１年延期されました東京２０２０オリンピック・パ

オリンピックの聖火リレーが4月17日の土曜日に宇多津町、丸亀市に続き、3番目に実施される予定です。満濃農村環境改善センターをスタートし、スポーツセンターまんのうまでの約1.6キロメートルのルートで「希望の道を、つなごう」をコンセプトに、9人のランナーで聖火をリレーします。

実施する際には、聖火リレールートや周辺道路等において交通規制を行うため、御迷惑をおかけしますが、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

次に、政策目標の3「多様性を認め合う社会を築く」ための取組についてでございます。

人権尊重の社会の実現に向けて様々な人権教育及び啓発を推進するため、平成28年に施行された部落差別解消法、障害者差別解消推進法、ヘイトスピーチ対策法の三つの法律により、引き続き、差別の解消に向けた取組を行ってまいります。

また、男女共同参画の推進につきましては、本年度、第3次男女共同参画プランを策定し、男女が性別にとらわれず、様々な場面でひとしく活躍できる社会を目指すため、各分野、機関連携の下、ワーク・ライフ・バランスの推進と女性活躍推進のための事業の充実を図ってまいります。

次に、基本目標の2「農林商工・観光が息づくまち」の政策目標の4「しごとを創出する」取組といたしまして、まず、1番に農業の振興についてでございますが、人・農地プランの実質化に向けた工程に基づき、推進母体であります農業委員会が農地の耕作者へのアンケート調査を実施し、その結果を基に農地の利用状況の確認活動を行って、遊休農地の発生防止に努め、農地と農村環境の保全に取り組んでまいります。

担い手の不足する地域では、新たな集落営農団体の設立を香川県、JA、町が一体となって後押しして、農業委員や推進委員も積極的に関わりながら、これを奨励してまいります。

今般、現在の農業委員の任期が3年目を迎え、令和3年7月19日で任期を終えますことから、地元自治会などから推薦されました候補者を農業委員に任命し、7月20日からは新たな体制で農地利用の最適化業務に当たっていただき、様々な農業課題に取り組んでいただきます。

また、中山間地域等直接支払制度が令和2年度から第5期対策に入り、引き続き、協定農用地面積の確保に努め、中山間地域の農地の荒廃の防止、保全に努めてまいります。このほか、農業推進のために庁内的に町独自ででき得る施策について検討してまいります。

次に、土地改良事業につきましては、遊休農地、耕作放棄地の解消対策及び山間地における条件不利地域の生産基盤の整備事業はまんのう町にとって非常に重要な事業と捉えており、その基盤となる改良区の統合・合併について、琴南・満濃・仲南の三つの土地改良区が令和3年1月29日に合併し、新しい平仮名まんのう町土地改良区が誕生いたしました。

今後、農業を取り巻く環境が厳しくなる中で、本町の重点事業であります県営中山間地域総合整備事業、農地耕作条件改善事業、単独県費補助土地改良事業、多面的機能支払交

付金事業、小規模ため池防災特別対策事業、集落営農推進生産基盤整備事業などを本町とまんのう町土地改良区が連携を図り、土地改良事業が適正かつ円滑に実施できるよう取り組んでまいります。

次に、森林の状況は森林面積が132平方キロメートルと総面積の7割を占める当町において、森林の機能を守ることはもとより、森林の荒廃を防ぐため、森林整備に特に重要であると考えています。水源涵養、自然環境を維持するためにも森林の大切さは計り知れません。森林整備の充実に加え、急峻な斜面、土質のよしあしによる土砂の流失、土石流など、防災対策の充実も特に重要であると考えております。現在実施中の林道整備、災害により被災した森林の復旧治山事業、また、予防治山事業による治山施設整備を継続して実施してまいります。

また、森林経営管理法に基づく森林の経営に対する意向調査を実施し、荒廃森林の増加防止に取り組んでまいりますとともに、森林環境税につきましては、森林整備、林業人材の育成確保のため、地域の実態に即した配分を引き続き国へ向けて要望してまいります。

次に、森林・林業普及事業として、新生児への木のおもちゃプレゼントなどの木育推進事業や、町内の森や自然、木使いに関する体験の機会を提供する「みどりの学校推進事業」など、子育て、幼児教育、学校教育をはじめ、日常生活に緑を取り入れた地域づくりを推進します。

また、ヒマワリの種子生産につきましては、本年度もまんのうひまわり振興協議会を中心に、関係機関の協力を得ながら、一層の品質向上を目指して作付補助事業を実施し、昨年度とほぼ同じ約20ヘクタールの作付を計画しております。

次に、有害鳥獣被害対策に関しましては、引き続き、農地への害獣進入防止柵の設置について補助事業を実施するとともに、鳥獣駆除事業により補助金を交付して捕獲を促し、イノシシ等個体数の減少に努めてまいります。

次に、観光関係では、満濃池が国の名勝に指定され、さらなる集客を図るため、満濃池をあらゆる場所から展望できるよう、満濃池周遊道を整備し、魅力アップにつながるよう、国営讃岐まんのう公園や香川県満濃池森林公園と連携を図り、早期に供用開始できるよう進めてまいります。

また、ヒマワリ栽培の団地化された帆山地域では、開花時期には多くの鑑賞者が訪れて、風景がインスタグラムなどのSNSにも投稿されるほか、JRの四国まんなか千年物語の列車とのコラボなど観光面でも注目されており、今後も町の認知度アップに貢献するものと思われまます。本年10月から12月には四国デスティネーションキャンペーンが実施される予定でありますので、全国各地から大勢の観光客が訪れるため、まんのう町の魅力発信に努めてまいります。

次に、ものづくりプロジェクト事業についてでございます。

ひまわりオイルの製造販売につきましては、本年4月から製造部門を主体とした新たな法人で運営を行い、県外での販売については、幸南食糧株式会社に支援していただくこと

を計画しております。ひまわりオイル等の販売を伸ばし、ヒマワリ生産者に還元できるよう促進してまいります。

さらに、ものづくりセンターではウラジロガシやドクダミなどの薬草等を裁断・乾燥し、生薬会社に販売も行っております。売上げも右肩上がりで見られ、栽培者及び栽培面積共に増加しており、好循環による農業振興が図られ、地域農業の発展に寄与しております。

次に、企業誘致に関しましては、昨年度に企業用地適地調査事業を実施し、本町の地理的・社会的条件等の立地環境に対する評価や企業ニーズ調査により、本町に立地可能性のある企業の分析を行いました。本調査を基に企業立地候補地の検討を行い、企業誘致に取り組んでまいります。

次に、地方創生関係では、地域おこし協力隊員の3名が地域振興と活性化のために特産物を使用した食に関する取組、地域資源を活用した木育木工の取組、自然体験活動等を行っており、期間満了後は町内に定住することを期待しております。

次に、移住・定住対策につきましては、若者住宅取得補助事業の実績では、年間約60件の交付があり、町外からの転入や町内からの転出を防ぎ、一定の効果があることから、引き続き進めてまいります。

あわせて、町産木材を活用した補助制度もありますが、交付実績は低調であることから、さらなる促進を行い、地場産業の振興や森林保全の振興を行ってまいります。

次に、ふるさと納税につきましては、令和2年度は3,000万円を超え、大幅に増加していますが、県内市町の寄附額での順位は低位であることから、今後、さらなる寄附金額の向上を図るため、返礼品の品目を充実させるとともに、広く情報発信を行っていきたいと考えております。

次に、基本目標の3「ゆったり暮らせるまち」の政策目標の5「快適な暮らしを支える」について御説明申し上げます。

ごみの適正な処理の推進としては、近年、燃やせるごみが増加し、燃やせないごみ、資源ごみが減少しております。一人当たりのごみ処理量は増加傾向にあることから、引き続き、4R運動の啓発と推進を継続し、ごみの減量化と再資源化に取り組んでまいります。

また、生活排水の適正な処理の推進としては、水質保全の観点で、生活排水処理対策として合併処理浄化槽整備への助成制度を引き続き実施いたします。

次に、地球温暖化防止対策の推進といたしましては、地球温暖化の防止と資源保護の観点で、これまで行ってまいりました住宅用太陽光の発電システム導入助成制度に加え、新たに住宅用蓄電システム導入に要する費用の助成制度を新年度より実施し、さらに地球温暖化防止対策を推進いたします。

また、火葬場につきましては、会葬者が混み合うことが多い待合室につきまして、本年度、増築工事を実施し、新しく待合室棟が完成間近となっておりますことから、新年度からは会葬者の混雑が解消できる施設が整う運びとなっております。

次に、防災・減災対策につきましては、令和2年度には総合計画と整合を図り、大規模自

然災害等に備え、また、速やかに復興できる災害に強いまちづくりの推進のため、まんのう町国土強靱化地域計画を策定いたしました。

また、まんのう町地域防災計画につきましては、国の南海トラフ地震防災対策推進計画や県の地域防災計画の変更・改訂などに伴う見直し作業を行っております。

指定避難所につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、資機材等や消耗品の整備を行い、現在は避難所体育館への空調設備の設置事業を実施しているところでございます。引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら防災・減災対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、政策目標の6の「地域課題をみんなで解決する」につきましては、交通弱者対策としてあいあいタクシーや福祉タクシー券助成事業を行っておりますが、今後も皆様方の御意見をいただきながら、より効果的な事業の運営に努めてまいります。

次に、交通安全対策につきましては、令和2年中の県下人口10万人当たりの交通事故死者数が全国ワースト1を記録したこともあり、引き続き、交通安全意識の啓発と事故防止の取組を積極的に進めてまいります。

また、交通安全施策の一環として取り組んでおります高齢者免許返納制度についても、デマンドタクシーの1年間共通パス券助成を継続し、制度の利用者が増えるように周知、啓発を図ってまいります。

次に、旧琴南中学校の利活用につきましては、ことなみ未来会議の中に組織された旧琴南中学校利活用連絡会での検討・提言を踏まえて、本年度、地方創生拠点整備交付金を活用し、琴南地域活性化センターを整備いたしました。本年4月からは住民主導の下、過疎化や高齢化の進行に伴う地域課題に対応した住民生活支援や福祉の向上を図るとともに、地域資源の活用により、地域の教育・文化の向上を図り、町内外との交流を促進することにより、琴南地域が活性化することを期待いたしております。

次に、琴南地区の地域振興として取り組んでおります島ヶ峰地区そば栽培体験事業及び川奥そば打ち道場は都市と山村地域の交流を促進するため、川奥地区において平成14年度からグリーンツーリズム事業の一環として実施しております。

また、第1期の地方創生の取組を機に、地元有志の方15名が「島が峰の原風景を守る会」を設立し、島ヶ峰地区遊休農地の再整備や地域活性化のためのイベント事業に取り組むなど、島ヶ峰地区のソバ栽培を中心にボランティア活動を積極的に行っていただいております。今後も島ヶ峰地区におけるグリーンツーリズム事業を中心とした都市と山村地域の交流や耕作地の拡大、そばのブランド化など、地域活性化を促進するための事業を継続的に取り組んでまいります。

次に、琴南地区において令和元年度より着手しております琴南総合センター新築事業につきましては、本年3月末に建物本体工事が完了し、令和3年度は既存施設の解体及び進入路等の周辺整備に着手いたします。また、建物の供用開始時期につきましては、進入路

及び駐車場等の整備が完了する本年9月頃を予定しております。

新しい琴南総合センターは美合地域の木材をふんだんに使った木造建築で、集会施設のほか役場美合出張所、美合内科診療所、消防団第4分団屯所等を併設する複合施設に生まれ変わります。

次に、仲南地区につきましては、平成26年度から取り組んでまいりました仲南支所周辺整備事業が令和2年3月で完了し、1年が経過いたしました。仲南支所、教育委員会、小学校、こども園、公民館、町民文化ホール及びサン・スポーツランド仲南が一体的に活用できており、今後、さらなる教育、文化、スポーツの拠点として地域活性化を図ってまいります。

以上、令和3年度の予算編成の基本方針並びに町政運営について申し上げます。

いまだ新型コロナウイルス感染症の収束は見通せない中ではありますが、令和3年度はワクチン接種などの感染拡大防止や生活支援など、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた取組も重視しつつ、私にとっては4期16年目の総仕上げとして、第二次まんのう町総合計画に掲げる我が町の将来像「元気まんまん まんのう町 水と緑がひとをはぐくみ 支えあうまち」の実現を目指し、引き続き、万里一空の気持ちを持って、積極果敢に町政運営に取り組む決意でございます。

最後になりましたが、議員各位をはじめ、町民の皆様の変わらぬ御理解と御支援をお願い申し上げます。令和3年度の施政方針とさせていただきます。

○大西樹議長 施政方針を終わります。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で10時55分までお願いします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

去る2月16日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員5人全員出席し、議長同席の下、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

最初に、高篠ふれあいセンター、高篠小学校放課後児童クラブ、火葬場の工事現場の現地調査及び祓川児童館の建物の現地調査を行い、その後、各課より報告を受けました。

初めに、琴南支所より、令和2年4月から令和3年1月までの内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況について報告がありました。

委員より、コロナ禍で受診を控える方もいると思うが、受診を控えたことによる重症化はないかとの質疑があり、執行部より、診療所の医師は通常どおりの間隔で診療所への受診や薬の処方、訪問診療を行う場合と、間隔を空けることで感染リスクを下げるができるよう長期処方等を行う場合があり、いずれも患者の病状に合わせた対応をしているとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、主要行事、戸籍住民票等の発行状況、ごみ収集の状況、太陽光設備補助金等の状況、火葬事業、し尿・浄化槽の投入実績等について報告がありました。

委員より、マイナンバーカードの申請者が増えているように思うが、これまでのマイナンバーカードの取得者数はとの質疑があり、執行部より、今年に入り急激に増えている。令和2年度のこれまでの取得者数は1,664名、本町の総取得者数は3,571名であり、人口比率は約19.5%であるとの答弁がありました。

委員より、資源ごみの収支が前年に比べて極端に少なくなっているが、要因は何かとの質疑があり、執行部より、要因としては、廃プラ等の重量が軽いものは収益にあまり反映されない。また、瓶類や引取り価格が最も高い新聞や雑誌などの収集量が減ってきていることに加えて、衣類の引取り価格が下がってきている。収集量の減少と引取り価格の値下がりが必要と考えているとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、各種事業、中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績等について報告がありました。

委員より、香川県が高齢者施設職員1万5,000人を対象にPCR検査を実施すると聞いているが、本町ではどこまでの施設が検査をしてもらえるのか。また、検査が行われた施設や検査の結果については町に知らせてもらえるのかとの質疑があり、執行部より、県から文書等による通知はない。各施設に問い合わせたところ、既に検査を行った施設もあるし、これから行う施設もある。ある施設においては厨房の従業員も検査をして、全員が陰性だったと聞いている。恐らく特別養護老人ホームや特定施設も含まれると思うが、現在はこの程度しか把握していない。検査を行った施設や検査結果については、しかるべき時期に県に問合せをしたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、特別な支援が必要な特定妊婦数は。また、コロナ禍ではあるが、産後ケア事業は順調に進められているのか。また、その利用者数はとの質疑があり、執行部より、特別な支援が必要な妊婦については、ホームヘルパーや産後ケアが必要になると思うが、今、把握状況の分かる資料が手元にない。特定妊婦ではなくても早急に支援が必要ということで、ホームヘルパーの派遣を7日間実施したケースがある。産後ケア事業は前年度は2名が利用した。令和2年度現時点での利用者はいないとの答弁がありました。

委員より、外国人国籍の方の今回の新型コロナワクチン接種はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部より、今回のワクチン接種に関しては、医療従事者の先行接種

から始まり、次に高齢者、基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者、一般の方へと続いていくと思われるが、詳細についてはまだ国からの通知等は届いていない。今後、外国人国籍の方も、年齢によってどの時期に対象となるかが示されていくのではないかと思うが、今の時点では分からないとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、各種行事、子ども医療、児童手当、生活保護、国民健康保険給付、後期高齢者医療、介護保険事業、地域包括支援センター、障害福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、介護サービス事業経営戦略等についての報告、また、令和3年度はまんのう町国民健康保健特定健康診査の未受診者に対して受診を勧める受診勧奨の体制を整えたい。受診率向上で被保険者の健康の保持増進や国民健康保険の保険者努力支援制度における補助金増額に結びつけたいとの報告がありました。

委員より、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、小額の費用を借りることができる緊急小口資金の返済状況についてはどのようなになっているかとの質疑があり、執行部より、この事業の事業主体は社会福祉協議会である。据置き期間が1年以内となっているので、返済については本格的に始まっているのではないと思うとの答弁がありました。

委員より、本庁舎の玄関の設置型体温計は購入なのか、リースなのか、発熱者に対してはどう対応するのかとの質疑があり、執行部より、本庁舎の設置型体温計については、当初はモデルとして借りていたが、現在は購入している。今回の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用して各公民館や学校等にも設置したいと考えている。来場者が発熱していた場合の対応についてはまだまとまっていない。速やかに対応を考えていきたいとの答弁がありました。

委員より、身体障害者のカーポートの設置はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、身体障害者のカーポートについては令和3年度の当初予算に計上し、早い段階で設置したいと考えているとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、行事報告、町内園児・児童・生徒数、放課後児童クラブ、GIGAスクール構想等について報告がありました。放課後児童クラブについては、夏休み以降をめどに民間委託を考えていること。GIGAスクール構想については、発注していた企業においてタブレット1,276台全数の確保ができた。2週間前から機器の設定を行っている。今年の3月末までには各学校に備えることができるとの報告がありました。

委員より、放課後児童クラブの民間委託を考えているとの報告があったが、現在の利用児童数はどの質疑があり、執行部より、令和2年度の登録児童数は318名、前年度の年間利用延べ人数は4万3,135名であるとの答弁がありました。

委員より、他の市町においても指定管理や民間委託が多い。他市町が委託しているある会社では、教育に関する様々な講習を受けた上で子供たちに関わっていると聞いている。本町においてもよい展開になるよう努めてもらいたいとの意見がありました。

委員より、民間に委託するメリットは何かとの質疑があり、執行部より、本町では放課

後児童クラブの指導員として会計年度任用職員を27名採用している。夏休み等の長期休暇でスポット的に採用をしている職員が78名いる。しかし、夏休みや四条で行っている土曜日などは人員が不足することもあり、シフトが組めないときは町職員が入っている。一番のメリットは人員確保と考えているとの答弁がありました。

委員より、現在、採用している職員はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、採用している職員が希望すれば優先的に雇用することを条件とした上で契約したいと考えている。他の市町でもそういった形式で業務や雇用を引き継いでいると聞いているとの答弁がありました。

委員より、学校ではひまわりオイルを使った給食が提供されていると聞いているがとの質疑があり、執行部より、各学校でひまわりオイルを使った給食の提供をしている。仲南小学校では、4年生が総合学習でヒマワリの種まき・栽培・収穫・オイルの精製までを体験し、そのオイルを給食に使っている。今年1月28日に給食の打込みうどんにかけて食したとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事、町立図書館、天文台、民具展示室、祓川児童館利用状況、名勝満濃池指定区域用地買収、東京オリンピック聖火リレー等について報告がありました。

香川県でのオリンピック聖火リレーは、令和3年4月17日、18日の2日間で実施されること、祓川児童館については、昭和51年に建築のため旧耐震基準であることや、1階には雨漏り箇所もあるなど、経年劣化が見られること、専門家による目視での耐震診断や耐震に必要な工事費の見積りを行ったこと、利用者数が年々減少していることで、費用対効果の面から高額な費用の耐震工事を行い開館を続けることが難しいこと、このような理由から利用者や住民に十分な周知、説明を行った上で、9月をめどに休館したいと考えているとの報告がありました。

委員より、今年の成人式で初めて中讃ケーブルのライブ中継がされたが、ダビングもできるなど非常に反響がよい。これからも継続していくのかとの質疑があり、執行部より、DVD、放送共に好評を得ている。令和3年度も継続するため、当初予算において予算要求をしているとの答弁がありました。

委員より、今日の視察で高篠公民館の炊事場の土間が割れて浮いているのを発見した。また、火葬場の新築したエレベーター建物前のコンクリートスペースにも何か所か水たまりがある。設計の段階で排水溝に流れるようにしているのではないのか。どちらも手直しが必要である。誰の責任によるものか、どこが責任を持って直すのかを執行部のほうで追求してもらいたいとの意見があり、執行部より、通常であれば施工業者、施工管理者の責任であり、町に追加の予算が発生するものではない。現場を確認し、対応するとの答弁がありました。

その他で、策定委員会で承認された高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の内容について説明がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後3時00分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

大西豊君。

○大西豊議員 教育民生常任委員会で報告があったのかないかをお伺いします。

昨年12月議会におきまして、令和3年度の予算執行に当たって合併特例債が減少する中で、予算編成はゼロベースで行う。また、未収金については計画的に回収するとの発言が執行者から取組について説明がありました。今、本町に求められるところは、町の職員の不祥事による町の信頼回復が求められるところであります。後で説明があるんかも分かりませんが、報告第1号 専決処分の報告について（預かり保育利用料金滞納の請求事件）ということが言われております。このことについて具体的な説明、どのように回収をしたけど、今日に至ったかということをもんのう町の住民に対して公平原則の下についてきちんと行われておるかどうか。町の信頼回復のために本当に必要なことだと思いますけど、公平性についても疑問を感じるころでありますので、今回、私も議会をしよう中でこういう案件はあまり経験しておりませんので、あったかないか、お願いします。

○大西樹議長 6番、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 大西議員さんの質問にお答えいたします。

2月16日の所管事務調査の中では、このことに関しての説明はなかったと記憶しております。以上です。

○大西樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 これまでの委員会でもあったのか、ないのか。やっぱり町が施政方針の中で、合併特例債が減少する中で未収金を計画的に回収するということが言われております。町の信頼回復のためにも、また、住民に対しても分かりやすく、例えば、これ、恐らく子育ての中で、実際は仕事しよる方が預けられているんだと思います。そういう一方弱者、過去においてでも高級車を乗りながら税金を払わんとかいう、県税あたりでも言われておりましたが、過去にあったかないか。今後はそういうことも公平性の原則から取り組んでいくのかどうか、お伺いします。

○大西樹議長 6番、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 質問ですけれども、これまで過去ということが一体いつを指しているのか、これ、私が委員長になってからの、昨年の4月からのことを言われているのかちょっとよく分かりませんが、記憶の中では詳しい説明をいただいたという記憶はございませんけれども、過去においての傍聴の中でとかでは、このことについて説明をされているのを聞いたという記憶はございます。以上です。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 大変重要なことでもありますし、言葉を変えれば、不良債権の取立てと
いうことでありますので、どうぞ委員会のほうでも弱者保護のためにもぜひ取り組んでい
ただき、住民が誰しも公平な立場で取り扱われるようお願い申し上げます。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

初めに、先般、1月29日、役場3階大会議室にて、委員全員、所管課職員参加の下に
委員会研修会を開催いたしました。講師に香川県農業会議事務局長を招き、「農地の現状
と課題及び農地流動化について」と題して、農地の有効利用対策の推進、本県の農地利用
対策の方向と農業委員会の取組について御講和いただきました。他の議員の参加もあり、
実り多い研修であったことを御報告いたします。

次に、2月15日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長
同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席の下、建設経済常任委
員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

初めに、町道片岡西線道路改良工事と琴南地域活性化センター整備事業の工事現場をそ
れぞれ現地視察しました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より12月以降の事業報告がありました。

まず、農林課より、農業委員会関係、農林振興関係の行事報告、満濃農村環境改善セン
ターの利用状況、有害鳥獣捕獲、補助金状況の報告、まんのう町農業委員会の委員の選任
について説明がありました。

委員より、農業委員の公募で個人の応募はあったかと質疑があり、執行部より、個人の
応募はなく、全て団体からの推薦であり、そのほとんどが自治会推薦であるとの答弁があ
りました。

委員より、農業委員会で認定農業者が8名と少ないのだが、どれぐらいの割合が必要か
との質疑があり、執行部より、割合については認定農業者過半の原則で、過半に至らない
場合の例外では4分の1満たせば組織として認められる。区域内の農業委員定数の8倍に
当たる人数の認定農業者がいない場合、例えば本町では152名の認定農業者がいない場
合でも、議会の同意が得られれば認められる。現在、まんのう町の認定農業者は102名
であり、50名ほど不足している状態であるとの答弁がありました。

また、委員より、集積面積は各地域の農地に対し、どれくらい集積できているのかとの質疑があり、執行部より、町内全域経営耕地面積の集積率がおおむね26%である。地域ごとの集積面積は次回報告するとの答弁がありました。

委員より、有害鳥獣の相談でタヌキによる農作物の被害報告はあるのか。また、タヌキを捕獲した場合にも捕獲補助金を出すよう県と相談してはどうかとの質疑があり、執行部より、アライグマ、ハクビシンの被害報告は多くあるが、タヌキの報告はない。また、捕獲補助金については県と協議するとの答弁がありました。

また、委員より、令和2年11月から令和3年1月の利用権設定面積で、基盤強化法の使用貸借の新規が6万8,536平米で、農地機構を通じた使用貸借の新規が17万1,999平米であるが、本来は農地機構を通じた集積面積を増やすべきであると思うが、基盤強化法での使用貸借面積がいまだに多いのは制度の説明不足が原因ではないか。例えば圃場整備をした場合、基盤強化法では有利な補助事業のメニューはなく、農地機構を通じた貸借でなければ、所有者に有利な補助事業の対象とはなりにくい。また、農地を保全する事業を実施する場合も同様である。そういうことの周知、また、説明が十分できているのかとの質疑があり、執行部より、農業委員会としては、貸手・借手共に有利な条件で契約できるように説明した上で手続を行っている。ただし、借手が認定農業者でない場合は、借手への補助金はないことから、直接基盤強化法を通じた利用権設定を希望する方もいる。また、農地機構を通じた貸借については、主に認定農業者を対象にしており、基盤強化法による貸借については、中核的な農家を対象としていることから、昔から多くの農地を借りて耕作している方や規模拡大を希望している方には認定農業者の要件や有利性を窓口で説明して、担い手の確保に努めているとの答弁がありました。

また、委員より、無断転用していた場合、農地のお金を支払っても登記することができず、農地を取得することができない。そういうことにならないよう十分検討してほしいとの要望がありました。

次に、地籍調査課より、調査地区工程検査や地籍簿成果閲覧の事業報告、現地調査計画の説明がありました。

委員より、年度ごとに現地調査計画を提示して分かりやすいとの発言がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係の進捗状況、主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道の接続件数、農業集落排水事業使用料調定等についての報告がありました。

委員より、下水道の使用料で、下水道事業が始まって以来の一人当たりの使用料、また、農業集落排水の開設以来、一人当たりの使用料の経年変化を報告してほしいとの要望があり、執行部より、報告することはできるが、下水道使用料については水道料金のパーセンテージで決まる。また、集落排水使用料は一世帯当たり基本料金と一人当たりの人員割での合算により使用料が決まるものであるため、人数が増えれば使用料も上がり、人数が減れば使用料も下がる。これを経年で見ることによって、委員の期待に応える資料となるの

であれば報告するとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、ひまわり推進事業では、現在、ものづくりセンター施設を指定管理者にて管理運営を行うよう準備を進めており、一般社団法人サンフラワーまんのうが理事3名、監事2名の体制で令和3年1月8日に非営利団体である法人が設立したとの報告がありました。団体の事業計画について詳細な説明がありました。

また、若者住宅取得補助金の交付状況、ふるさと納税の推移について報告がありました。

工事関係では、ことなみ未来会議事業の琴南地域活性化センター整備工事について、また、満濃池周遊道路整備事業の工事進捗状況、商工事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業、また、マイナポイント事業では、マイナンバーカードの普及とキャッシュレス化の促進を図るためマイナポイント制度を実施、支援件数は1月末現在で119件であるとの説明がありました。

委員より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策で、中小企業等持続化応援給付金の給付額1億200万円はどういう業種に給付されたかとの質疑があり、執行部より、内訳として個人が197件、法人が143件である。業種については、個人であれば農業、理容業などが目立っているが、コロナの影響で直接影響を受けている業種や、そこから2次、3次と影響を受けている業種があるため、個人、法人共にあらゆる業種があるとの報告がありました。

委員より、商品券発行事業で、プレミアム商品券の販売をもう一度やってほしいとの要望があり、執行部より、プレミアム商品券は新年度予算でプレミアム率10%の商品券を発行する予定であるとの答弁がありました。

委員より、前回、プレミアム率30%でも売上げが伸びなかったが、今回はプレミアム率10%と少なくなるが、売れるのかとの質疑があり、執行部より、前は全町民を対象に販売するため、一人当たりの購入限度額を2万円としたが、今回は一人当たりの購入額を増やし、新年度予算で1億2,000万円を上限に申込み希望者に販売する予定であるとの答弁がありました。

委員より、一般社団法人サンフラワーまんのうの経営計画では、種の買取り価格を段階的に引き上げ、町からの指定管理料は年々下がる計画である。これは年々売上げを伸ばす計画であるが、新会社はどういう戦略を考えているのかとの質疑があり、執行部より、サンフラワーまんのうは製造を主体とした会社であるが、県内の販売についてはサンフラワーまんのうが行い、県外に関しては幸南食糧にお願いする。その中で、幸南食糧が第一に取り組んでいるのが「ごっつおう便」というカタログ販売であり、まんのうの米とひまわりオイルをセットにしたものを掲載し、販売していく予定である。また、幸南食糧の取引先などの百貨店や外食産業でも取引できるよう計画していると伺っている。また、幸南食糧では商品を研究開発する研究センター施設を持っており、そこでひまわりオイルを使った新しい商品を開発し、コンビニ等へも販売網が伸びればと期待しているとの答弁があり

ました。

以上、所管事務調査を行い、午後3時25分に委員会を閉会しました。

これで、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月18日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部より、町長、副町長、所管課長出席し、総務常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

初めに、総務課より、事業報告、火災発生状況、防災出前講習状況、交通事故発生状況等の説明と報告がありました。

委員より、各小学校で自転車教室を実施しているが、その際、自転車保険の必要性を説明しているのか。県が平成30年に県条例で、努力義務ではあるが、自転車保険に加入すべきとして、各学校へチラシ等で保護者への啓発をした内容の新聞記事があったが、町は自転車保険の加入促進をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、小学校での自転車教室では交通ルールやマナーの指導が主な教室であるが、その中で自転車保険についての説明をしているのか確認する。啓発は教育委員会と連携し、PTAの研修会など親子行事の場で自転車事故の重大性を知ってもらい、保険加入の必要性を再認識してもらいたいとの答弁がありました。

委員より、自転車通学助成金の申請条件に保険加入の項目を入れてはどうかとの意見があり、執行部より、教育委員会等と協議し、検討したいとの答弁がありました。

次に、委員より、国土強靱化地域計画の概要と目的、この計画によってどんな事業が行われているのかとの質疑があり、執行部より、平成25年に国より国土強靱化基本法が制定された。内容は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土の強靱化を図るものである。当町はまんのう町国土強靱化地域計画を令和2年6月に策定し、国土強靱化の基本的な考え方などについてホームページで周知しているとの答弁がありました。

委員より、まんのう町役場における障害者雇用率について、法定雇用率が守られている

かとの質疑があり、執行部より、令和2年6月1日現在で障害者雇用率は2.47%で、法定雇用率2.5%に0.03%達していないが、現時点では雇用が1名増えたため、次の公表率では変わってくるとの答弁がありました。

委員より、正規職員の採用で障害者枠は考えているかとの質疑があり、執行部より、障害者雇用の対応は会計年度職員の障害者雇用枠で採用している。正規職員の障害者雇用枠については現在やっていないが、様々な条件を考えながら検討していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、中讃広域行政事務組合での企画協議会について、出資法人関係では、仲南振興公社、第三セクター等経営健全化方針、指定管理者審議会について、まんのう町自治会補助金交付要綱の一部改正について説明がありました。

また、コミュニティー・自治会関係では、まんのう町議会との意見交換会、人権推進室では、人権啓発事業、男女共同参画推進事業、長尾会館運営状況について説明があり、多くの行事がコロナ禍の状況を踏まえ中止になったとのことでした。

委員より、広報紙の配布は、現在、業者委託して全戸に配布しているが、自治会が独自で配布することを希望した場合、業者委託から外して自治会で配ることはできないのかとの質疑があり、執行部より、現在、公民館など公共施設単位での配布はしているが、各家庭に配布するものについては、業者委託している関係で特定の地域のみ個別の対応をすることは難しいと考えている。連合自治会にも意見を伝えるとの答弁がありました。

次に、委員より、今回の国勢調査でインターネット回答の比率はどれくらいか。また、調査員が調査の際、困ったことはなかったかとの質疑があり、執行部より、今回、本町でのインターネット回答率、郵送回答の暫定的な数値の報告がありました。また、コロナ禍での調査説明などの対応や外国人世帯へ翻訳機を使用するなど工夫した調査員もいたとの答弁がありました。

委員より、現在も国勢調査に基づく人口が地方交付税の算定基準になるのかとの質疑があり、執行部より、地方交付税の算定基準になるため、漏れのないよう調査を実施しているとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和2年度町税等調定収納状況について、令和3年3月1月末現在、税目ごとに調定及び収入金額、また、コロナウイルス感染症の影響による税収について報告があり、徴収猶予の合計件数が47件、猶予額993万3,100円、減免では国民健康保険税ほか合計件数が46件、減免額637万1,800円であるとの説明がありました。

次に、会計室より、前回の所管事務調査以後、会計経理事務については公金管理、収入支出審査など、適正に処理できているとの報告がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績等報告がありました。

委員より、川奥そばうち道場の参加者で町内、町外の割合はどうか。また、実施会場は

旧琴南中学校へ移転するののかとの質疑があり、執行部より、参加者については、町内のほか、町外では高松市、丸亀市、坂出市の方が多く参加されている。また、実施会場については、今後も川奥集会場を主会場として実施する予定であるとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、町マイクロバス運行実績について報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午前11時25分に委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で1時半からということをお願いします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時30分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（預かり保育利用料金滞納の請求事件）

○大西樹議長 日程第8、報告第1号 専決処分の報告について（預かり保育利用料金滞納の請求事件）の件を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第1号 専決処分の報告（預かり保育利用料金滞納の請求事件）について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項に基づき、令和3年1月28日付で別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

専決第1号につきましては、債権額が1万4,000円であり、支払督促正本が1月30日に債務者に送達され、2月17日付で仮執行宣言の申立てが行われました。

専決第2号につきましても、債権額が1万4,000円ありますが、債務者が支払督促正本を受け取っていないため、現在、休日送達の上申をしているところでございます。

以上、専決処分の報告といたします。

○大西樹議長 本件は議会の委任による専決処分事案のため、説明をもって報告を終わります。

14番、大西豊君。

○大西豊議員 先ほどの委員長報告のときにも発言させてもらいましたが、報告が委員会になかったということでもありますので、もっと詳しくしていただきたいと思います。私

はこの未収金回収については反対するものではありません。この問題は、ちょうど私も2年半か3年ぐらい前に、委員会の委員のメンバーが学校訪問ということで計画し、県の教育委員会と合同で長炭小学校を研修した経緯があります。その中で、校長先生が学校経営、学校運営いうことを強調して言われておりました。まさに今は、先ほど、今年の12月、執行者が、令和元年度に向けての改革についての本当に的を射たことだと思います。今、聞くと、1万4,100円に対しての事件ということでございます。いろいろ回収方法につきましては、例えば税金の回収について、中讃広域において、そういう管理機構があると思います。もっともっと詳しく説明をいただきたいと思います。

○大西樹議長 大西議員に申し上げます。

この事案につきましては、報告ということで終わりたいと思いますので、よろしく。

○大西豊議員 議長、議員必携を見ていただきたいと思います。質問することができるということになっております。議場は言論の府です。したらいかんということはどういうふうに書いてありますか。私も議員必携を昨日見ました。求めることができるということになってました。また、議会基本条例においても保障されております。本会議で質疑ができへんいうたら、最低の議会ですよ。どこにあるんですか。言ってください、質問したらいかん理由。

○大西樹議長 それでは、ちょっと休憩を取りたいと思います。

暫時休憩。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時40分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

専決処分について、追加がございましたら、お願いします。

学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 ただいまの報告について、追加説明をさせていただきます。

まず、未収金として滞納の種類には、例えば給食費とか保育料、それから幼稚園の授業料、放課後児童クラブの利用料、それから、今回、専決処分を行いました預かり保育の利用料等がございます。これにつきましては、平成28年度には約40件の滞納で400万円程度の滞納がございました。これについて1件ずつ督促状として私どもの担当のほうから債務者のほうに督促を再三行っておるわけでございます。その中には、督促によって支払ってくれる方もいらっしゃいますが、やはり支払いが不可能な方というの也有います。その債務者の中には、その当時、最高金額で70万円ほど滞納しておった件もございました。こういった方につきましては、分割払いにて支払いをお願いするということもしております。現在のところ、それが回収して約10件で40万円程度まで減っております。私どもが催告を何回も行うわけですが、それも専門的な見地から、顧問弁護士に相談しながらや

っておりますところ、反応のないといいますか、全然相手にしてくれない債務者につきましては、裁判所を通じて、今回のような支払督促の手続を取って回収をするようなことになっております。ということで、今回の専決処分につきましては、先ほど町長が債権額1万4,000円と説明しましたが、申し訳ないです。専決処分書のとおり、2件とも1万1,400円でございます。これについては、これも再三督促を行ってまいったんですが、債務者のほうが誠意を見せていただけないということで、裁判所のほうに支払督促の申立てを行ったという経緯でございます。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 追加説明が終わりました。

ほかにありますか。

○大西豊議員 答弁漏れがありますので、例えば中讃広域の管理機構はなぜ使わなかったかということ。

○大西樹議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 ただいまの御質問にお答えいたしたいと思えます。

これら未収金、利用料とか給食費については、税金と違って私債権というふうになってございます。我々が税金のように直接差押えとかができないので、中讃広域事務組合とはまた別のといいますか、そこに委託しているのは税金等でございますので、我々が直接回収をしているということでございます。

○大西樹議長 どうぞ。

○大西豊議員 今、税金等いうんは、税金以外は何があるんか。最初、言ったんの継続なるんやけど、税金等いうのは何ですか。

○大西樹議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 ただいまの御質問ですが、発音が紛らわしかったかも分かりませんが、税金等とは申し上げてございませんで、給食費というということで、先ほど申し上げた給食費とか保育料ということで、給食費等と申し上げました。それで、それと税金とが違うということですので、税金と給食費等ということで御理解いただけたらと思えます。

○大西樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 一応質問を継続させていただきます。

今回の一般質問の中にも町の信頼性とかいろいろ言われております。そういう中で、一番懸念するのは、報告でありますけど、1万4,100円を回収するために、費用は幾らぐらい使いましたか。

○大西樹議長 ちょっと内容を整理するため、ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時52分

○大西樹議長 それでは、休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

追加説明があれば、お願いします。

学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 ただいまの御質問にお答えいたしたいと思えます。

今回、支払督促の申立てをするのにかかった費用でございますが、実費としまして2,900円ほど1件についてかかってございます。

なお、弁護士に相談したりする手数料については、顧問弁護士料の中で町から支払っているということで、その中での対応、もしくは、この1件1件についての手数料というのも幾ばくかはかかると思っております。

○大西樹議長 説明は終わりました。よろしいですか。

それでは、報告を終わります。

日程第9 議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第9、議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この条例の改正は、昨年4月に監査基準が定められ、複雑化・多様化する行政サービスに対応して監査事務が増大していくことから、今後の監査の質と信頼性の向上を図るために、より監査体制を強化し、拡充していくための一環として、町合併当初以降、見直しがされていなかった監査委員の報酬年額を改正するものでございます。

なお、報酬額の算定に際しては、参考資料のとおり県下各町の監査委員報酬年額、全国の町村監査委員報酬年額、類似団体の監査委員報酬年額を参考に検討を行い、全国の町村監査委員平均報酬額を基準として代表監査委員の報酬年額を22万8,000円から32万4,000円に、議会選出監査委員の報酬年額を18万円から20万6,000円にすることといたしております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第2号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第10、議案第2号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本条例の改正は、施設の使用に関する条項を追加し、農業者等が農産物の加工や講習会等に使用し、地域農業の発展、また、地域が活性化するよう改正するものでございます。

詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

第8条は、条文を追加したことによる改正でございます。

第11条は、使用の許可について追加しています。

第12条は、第11条を追加したものによる改正でございます。

第15条は、使用料を追加し、町外使用者が1室、時間200円の計算で、町内使用者は半額の100円としてございます。連続5日以上使用する長期使用につきましては、町外使用者が月額6,000円で、町内利用者は3,000円としています。また、冷暖房を使用する際には使用料の1割、長期使用の場合には月額2,000円を別途徴収することとしています。

第16条は、使用料の減免を追加し、町内農林業の振興等に資すると認めるときは、使用料を減免することができることとしています。

第17条は、使用料の還付を追加しています。

第18条は、利用料金を追加し、指定管理者の収入として収受させることができることや利用料金の額を別表に定める額を上限として、町長の承認を得て定めることができることとしています。

第19条第2項に、条例に基づく処分によって生じた損害については、その責を負わないことを追加しています。

第21条は、原状回復の義務を追加しています。

そのほかは、字句の修正や条文を追加したことによる条ずれとなっています。

附則で、施行期日を令和3年4月1日から施行し、適用区分で条例改正の施行の日以後に申請があったものについて適用することとしています。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第2号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第11、議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号のまんのう町国民健康保険条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正されたことに伴うものでございます。新型コロナウイルス感染症の定義を変更するものであり、本条文は傷病手当の条文ではありますが、これを変更するものではありません。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 4 号 まんのう町介護保険条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 1 2、議案第 4 号 まんのう町介護保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 4 号のまんのう町介護保険条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

まず、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年を計画期間とする第 8 期介護保険事業計画が策定され、計画期間中に要する事業費等の見込みに基づき、介護保険料の改定が必要となったものでございます。

今回の改定では、保険料基準額を月額 6, 5 0 0 円、年額 7 万 8, 0 0 0 円とするものです。第 7 期の介護保険料との比較では、月額 5 0 0 円、年額 6, 0 0 0 円の増となります。

条例第 2 条でそれぞれの所得段階に応じた介護保険料の年額を定めており、5 号に示す額が基準額になっております。

この条例の施行日は、令和 3 年 4 月 1 日としております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 4 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 1 3 議案第 5 号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 1 3、議案第 5 号 まんのう町事業分担金徴収条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 5 号のまんのう町事業分担金徴収条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

変更部分といたしまして、1 点目は、条例の別表中の団体営土地改良事業で生産基盤整備の農用地の保全が追加になっております。これは、中山間地域の農業用排水路、農道や農地はのり面が高く、のり面の保全管理に非常に苦勞しています。そこで、官地、民地

の農用地の保全に取り組むことで、のり面の保安全管理に要する労力の削減を図り、農地中間管理機構による担い手への農地集積を促進するものであり、国55%、県25%、町15%、受益者負担5%で考えております。

これまでの条例によれば、補助残の2分の1が受益者負担となっておりますが、農用地の保全に関しては、中山間地域であり、受益者自らに防草シートの敷設を行っていただくことで、工事として発注するよりも事業費が安価になる点、官地部分も受益者が施工してもらえる点を考慮し、また、民地部分ののり面も補助対象になることから、受益者負担を5%にしております。

2点目は、小規模ため池防災対策特別事業であります。これは、防災上危険であり、放置することのできない5,000立方メートル未満の小規模ため池を保全型（全面改修）及び防災型（貯水機能の廃止）に対して補助するものであり、保全型に関しては、受益者負担の軽減を図るべく、県の負担が5%上乘せになっており、県55%、町40%、受益者負担5%であります。また、防災型は県50%、町50%、受益者負担はゼロ%であります。設計費は受益者負担となっております。

3点目は、県単事業の農地維持管理省力化事業であります。担い手への農地集積の進行に伴い、農地の草刈りや農業用水の管理など、農地の維持管理に多大な労力を費やしている状況でございます。このため、農用地のり面等の管理や水管理の省力化に要する経費に対し補助するもので、県50%、町50%で受益者負担はゼロ%でございます。受益者負担をゼロ%としているのは、この事業に関しては官地部分の施工であり、受益者自らに防草シートの敷設を行っていただく点、考慮して零%にしております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第5号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第6号 まんのう町公民館条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第14、議案第6号 まんのう町公民館条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号 まんのう町公民館条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

今回の改正は、高篠公民館が高篠ふれあいセンター跡地に新築移転することに伴い、本

条例別表第1で規定している高篠公民館の位置を、現行の「まんのう町東高篠288番地4」から「まんのう町東高篠93番地1」に改正するものでございます。

なお、施行期日は令和3年4月1日からとしております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町公民館条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号 まんのう町高篠ふれあいセンター条例の廃止について

○大西樹議長 日程第15、議案第7号 まんのう町高篠ふれあいセンター条例の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号 まんのう町高篠ふれあいセンター条例の廃止について、その提案理由を申し上げます。

本条例は、高篠ふれあいセンターの設置条例であります。高篠ふれあいセンターが高篠公民館に建て替えるため、解体撤去されたことに伴い、条例を廃止するものでございます。

なお、施行期日は令和3年4月1日からとしております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。
これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 まんのう町高篠ふれあいセンター条例の廃止についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定について

○大西樹議長 日程第16、議案第8号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号 まんのう町ものづくりセンターの指定管理者の指定について、その提案理由を申し上げます。

まんのう町ものづくりセンター施設の設置目的を効果的かつ効率的に施設の管理運営を行うため、地方自治法第244条の2第6項及びまんのう町公の施設の指定管理者に関する条例第3条の規定に基づき、「一般社団法人サンフラワーまんのう」を令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2か年につき、指定管理者に指定するものでございます。

詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 農村を取り巻く現状は、人口流出による人口減少や少子高齢化の急激な進展により、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加による地域農業の衰退が大きな課題となっています。

平成2年度より話題性のあるヒマワリを栽培し、ヒマワリ関連商品の開発販売、また、

ヒマワリの開花時には町内外から大勢の観光者が訪れ、まんのう町の知名度がアップするなど、地域農業の活性化に向けて推進を行っています。

まんのう町ものづくりセンターは地域農業の課題解決の一助となるよう、町内農林水産業の6次産業化を促進するとともに、コミュニティの活性化を図ることを目的に設置したものであり、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、「一般社団法人サンフラワーまんのう」を令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2か年につき、指定管理者として指定するものでございます。

指定管理者の選定につきましては、「一般社団法人サンフラワーまんのう」は農業者を中心に組織された法人であり、農林業に特化した事業を行うことから、農業者と連携した施設の管理運営が可能となること、また、農業者へ利益還元を優先する非営利団体であることや次世代の子供たちに地域教育を行うなど、施設の設置目的を効果的かつ効率的に管理運営が期待できることから、まんのう町公の施設の指定管理者に関する条例第3条の規定に基づき、「一般社団法人サンフラワーまんのう」を指定管理者として指定するものでございます。

なお、指定管理者審議会へ候補選考の諮問を行い、審議の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったことを申し添えておきます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第8号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第9号 まんのう町琴南地域活性化センターの指定管理者の指定について

○大西樹議長 日程第17、議案第9号 まんのう町琴南地域活性化センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 まんのう町琴南地域活性化センターの指定管理者の指定について、その提案理由を申し上げます。

まんのう町琴南地域活性化センター施設の設置目的を効果的かつ効率的に施設の管理運営を行うため、地方自治法第244条の2第6項及びまんのう町公の施設の指定管理者に関する条例第3条の規定に基づき、「一般社団法人ことなミライ」を令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2か年につき、指定管理者に指定するものでございます。

詳細につきましては、地域振興課長より説明させていただきますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 まんのう町琴南地域活性化センターの指定管理者の指定について御説明いたします。

まんのう町琴南地域活性化センターは、現在、令和元年度補正予算、地方創生拠点整備交付金事業で、4月の開館に向けて整備を行っています。

設置目的は、地域資源の活用により、地域の教育・文化の向上と福祉の充実を図るとともに、町内外との交流を促進することにより、地域を活性化することを目的としており、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、「一般社団法人ことなミライ」を令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2か年につき、指定管理者として指定するものでございます。

指定管理者の選定につきましては、「一般社団法人ことなミライ」は平成27年度以降、琴南地域における地域活性化施策や拠点施設の整備計画について検討してきた「ことなみ未来会議」及び「旧琴南中学校利活用連絡会」のメンバーである地域住民の参加により設立された法人であること、また、現在、この施設を拠点として展開されている「高齢者宅配弁当活動」や「いきいき運動塾」、「芸術祭」などの地域活動と連携し、地域に密着した施設の管理運営が可能となり、施設の設置目的を効果的かつ効率的な管理運営が期待できることから、まんのう町公の施設の指定管理者に関する条例第3条の規定に基づき、「一般社団法人ことなミライ」を指定管理者として指定するものでございます。

なお、指定管理者審議会へ候補選考の諮問を行い、審議の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったことを申し添えておきます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第9号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第10号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号

○大西樹議長 日程第18、議案第10号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第10号の令和2年度まんのう町一般会

計補正予算（案）第5号について、その提案理由を申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,498万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,334万4,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、7ページの第2表を御覧ください。

令和3年度へ繰越しをする16事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第3条の地方債の補正は、9ページの第3表を御覧ください。

これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、限度額の追加、変更及び廃止をするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

第1款町税297万2,000円の減額は、町民税1,352万2,000円、固定資産税552万5,000円の減額、軽自動車税320万円、町たばこ税1,287万5,000円のそれぞれ増額によるものでございます。

16ページの第2款地方譲与税から22ページの第8款環境性能割交付金では、それぞれの歳入決算見込みにより補正をしております。

次に、23ページをお開きください。

第10款地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の歳入決算見込みにより6億9,796万8,000円を増額しております。

24ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金147万2,000円の増額は、主に公立こども園負担金458万5,000円の増額などによるものでございます。

25ページを御覧ください。

第13款使用料及び手数料960万円の減額は、主に塩入温泉及びエピアみかど使用料の減額によるものでございます。

26ページをお開きください。

第14款国庫支出金980万1,000円の増額は、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,000万円や、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,014万1,000円の増額などによるものでございます。

27ページを御覧ください。

第15款県支出金6,586万円の減額は、主に多面的機能支払交付金など農林水産業費県補助金3,207万1,000円の減額などによるものでございます。

29ページをお開きください。

第16款財産収入は2億2,088万6,000円の減額です。これは、主に商品券販売収入を減額したことによるものでございます。

30ページをお開きください。

第17款寄附金1,000万円の増額は、ふるさと応援寄附金の決算見込みによる増額です。

31ページを御覧ください。

第18款繰入金7億2,993万円の減額は、主に減債基金繰入金を5億3,844万3,000円減額したことによるものでございます。

32ページをお開きください。

第20款諸収入2,894万1,000円の増額は、主に競艇事業組合分配金2,390万4,000円の増額、その他雑入915万3,000円の増額によるものでございます。

33ページを御覧ください。

第21款町債8,690万円の減額は、主に第1目総務債において、庁舎改修事業債を2,500万円減額したこと、第7目消防債において、消防車両機器整備事業債を緊急防災から過疎対策事業債に振り替えたこと及び小学校施設整備事業債を1,270万円減額したことであります。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

34ページをお開きください。

第2款総務費は5,705万3,000円の減額です。これは、主に第5目財産管理費において、カーボン・マネジメント強化学業改良更新工事費を2,506万円減額したこと及び第7目自治振興費における福祉タクシー、デマンドタクシー委託料など、合わせて716万3,000円減額したことによるものでございます。

37ページをお開きください。

第3款民生費は1億46万7,000円の減額です。これは、主に第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費において、国民健康保険特別会計繰出金を2,273万1,000円減額したこと、第2目老人福祉費において、老人保護措置費を1,800万円減額したこと、さらに39ページにある児童手当給付費など、扶助費を1,108万円減額したことによるものでございます。

40ページをお開きください。

第4款衛生費は6,221万円の減額です。これは、主に第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費において、人間ドック、がん検診委託料など、合わせて委託料を2,223万1,000円減額したこと及び41ページにあります第4目環境衛生費における合併処理浄化槽設置事業補助金を1,915万円減額したことによるものでございます。

42ページをお開きください。

第6款農林水産業費は3,399万8,000円の減額です。これは、主に第1項農業

費、第5目農地費において、多面的機能支払交付金を2,000万円減額したことによるものでございます。

43ページを御覧ください。

第7款商工費は1億8,500万円の減額です。これは、主に第1目商工総務費における商品券発行事業費1億8,400万円の減額補正であります。

44ページをお開きください。

第8款土木費は1,296万7,000円の減額です。主なものといたしましては、第3項河川費、第4目急傾斜地崩壊防止対策費において、工事請負費599万9,000円の減額などによるものでございます。

45ページを御覧ください。

第9款消防費は6,096万4,000円の減額です。これは、主に第3目防災対策費において、町内6小学校の体育館空調設備整備事業に係る委託料、工事請負費、合わせて4,900万円の減額などによるものでございます。

46ページをお開きください。

第10款教育費は6,004万2,000円の減額です。これは、主に第2目事務局費において、GIGAスクール整備事業費を5,800万円減額し、新型コロナウイルス対策関連事業として、こども園・小学校手洗い自動水栓化事業及び3密回避授業実現のための電子黒板導入事業として、合わせて4,431万4,000円増額補正したことなどによるものでございます。

48ページをお開きください。

第11款災害復旧費では補正額はありませんが、県支出金から一般財源へ85万2,000円財源変更をしております。

49ページを御覧ください。

第12款公債費1,500万円の減額は、長期債償還利子の減額によるものでございます。

50ページをお開きください。

第13款諸支出金では2億5,272万円の増額です。これは、主に第3項基金費、第2目減債基金費において、積立金を2億5,000万円増額したことによるものでございます。

なお、51ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議案第10号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号につきまして御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 予算の骨格、ちょっとお尋ねさせていただきます。

補正予算後が147億円、合併したときにうちの町は100億円の町かと思いましたが、一般会計、今年は景気対策とコロナ対策で147億9,300万円、これに目を見張ります。

それで、町長が最後に説明されたんですが、地方債現在高を最後につけておりますとおっしゃいました。これ見ると、予算書を見ると、4ページ、繰入金、基金繰入金を7億2,900万円ほど減額して、基金から繰り入れるのが7億555万1,000円になったと。基金から崩すのが半分になったというわけですね。

それから、5ページ見てください。5ページの右側の下、基金費、基金へ入れるお金が2億5,272万円足し上げて、3億8,394万5,000円になったというわけですね、基金の出し入れ。出し入れして、基金現在高が幾らになるか、予算書の中にないんですね。これは総務省がつくった様式に従ってつくってるんで、間違いではないんですけど、総務省がつくった書式がちょっと私は抜けとると思うわけですね。県の所管とも話すると、ああそうやなと言います。

それで、じゃあこのお金の出し入れして、基金現在高が何ぼになったかが、地方債残高と並んで出たら、予算を掌握したことになるんですね。これが総務課の財政所管が努力していただいて、当初予算はこれは見事に説明されておりますが、この補正予算には基金現在高がないんですね。今、総務課長に言っても無理かなと思うんですが、会議中にこの基金の出し入れで何ぼになるか、これ、御報告いただけたらありがたい。

監査委員さんが基金現在高を定例議会で報告してくれる仕組みにこの3月議会からなりましたね。我々が失態重ねたところが、これで改善されて、飛躍的に財政運用は確実なものになる。

予算においても、決算においても、基金と地方債の出入りが執行部と我々が共通理解できるようにしたい。いかがでございましょうか。町長、御答弁をお願いします。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 竹林議員さんのただいまの質問で、令和2年度の予算書関係で基金の関係でございしますが、3月期におきましては、新年度予算と連動しておりまして、説明資料としては分かりにくい部分はあるんですが、令和3年度の当初予算の概要ということで、これで32ページに基金の状況、令和元年度末現在高、及び、その横が令和2年度末見込み、そして、新年度の予算に連動しまして、令和3年度の基金の見込みということで、御指摘がありましたので、合計欄ができておりませんでしたので、タブレットの定例会の議案書の中に予算概要がありますが、その横の部分で合計額を入れさせていただいておりますので、また見ていただけたらありがたいかなと思っておりますが、ちなみに令和2年度の見込みが、基金が合計が70億3,300万円ということでございますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ありがとうございます。これは今年度予算と次年度予算両方あるから分かったわけで、補正予算のたびに分かるようにしていただいたらありがたいということでございます。総務課長さん、御苦労さん。

それからもう一つ、7ページです。繰越明許、何と16件ある。繰越明許というのはないときが多くて、あっても一、二件のことが多いんですが、7億3,609万5,000円と。こんなたくさんの繰越明許というのは、私、見たことがない。これは政府が緊急経済対策を年度途中で急に積んだときとかは年度中に執行できませんね。コロナ対策があるし、政府はどない言うんかいうたら、15か月予算やいう。3月末済んでも、もう3か月、前の年の執行をせないかん。役場は、職員たちは、当該年度と前の年の繰越ししたものと両方せないかんというわけですね。大問題です。15か月予算を執行する体制に役場の組織はできてない。町役場の中に繰越明許が7億円も超えてあって、16件もある事態をどのように克服して乗り越えようとしているのか。どうして16件、7億3,600万円できたのか。私は町役場、皆さんを責めてるわけじゃなくて、政府の緊急対策や地方と政府の間でのひずみの問題が我が役場を見舞っておるんだということをみんなで理解して、現状をつかみたいということです。どうしてこんなふうになったのか、どういう原因なのか、それから、どういう運用の工夫ができるのか、できないのか、その辺を御答弁願えたらと思います。繰越明許費の7億3,600万円はとにかく異様であります。御説明願います。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

ページ7の繰越明許費の関係でございますが、大部分で大きいものは、指定避難所環境整備事業ということで、これはコロナ関連でありまして、今度、小学校の体育館の空調設備をしますが、議員さんが最初おっしゃったように、最近の社会情勢の中で言いますと、国の予算の立て方が、先ほど言いました15か月というか、1年、2年スパンでつながっているような状況でありまして、地方の自治体でいきますと単年度でやっているものですから、そういう戸惑いの関係もあります。

今回特に大きくなったのは、そういった意味で、1年、2年またぎの事業が、国から下ろしてくるのがかなり多くなってございます。併せてコロナ関係です。そういったものも、最近で言いますと、2月、3月で来たものもありますし、さらには、3次の今度の交付金でありますと、まんのう町においては、4月入って、さらに臨時議会を開いて予算をお願いしなければいけない状況にもなっておりますので、そういった関係で、ここ数年にはない形で明許繰越が増えているのだということで認識させていただいております。よろしくお願いたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 こういう緊急事態、あるいは行政執行の形態が、予算の単年度主義というのは、もう根幹から覆ろうとしている現実がありますね。これに我が役場の組織は

どう柔軟に運用していくのか、町長、総務課長、教育長、副町長、そのあたりはよくよく御相談していただきたいという願いが一つ。

それから、常任委員会において、この繰越明許がどうして起きたのか、各常任委員長さん、ちょっと質疑していただいて、掌握しておきたいです。執行部にとっても大きな負担でありまして、どないなっとんやと言うたらええ問題ではないですね。何か知恵出さないかなのかなとか、格闘すべきテーマとして、皆さんで調査、研究、工夫しませんか。以上です。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、休憩を取ります。55分まで、お願いします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時55分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第19 議案第11号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第4号

○大西樹議長 日程第19、議案第11号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第4号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号の令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第4号について、その提案理由を申し上げます。

55ページをお開きください。

第1条第1項の事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,993万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億1,300万円とするものです。

事業勘定の歳入歳出予算の補正については、59ページの第1表を御覧ください。

それでは、事業勘定の事項別明細書65ページをお開きください。

歳入の主なものといたしまして、第6款県支出金において、保険給付費等交付金を1億250万円減額、また、第10款繰入金では、一般会計繰入れを2,273万1,000円減額しております。これは歳入決算見込みによる減額でございます。

66ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものといたしましては、第2款保険給付費において、医療費年

間所要額の決算見込みにより、第1項医療諸費の一般被保険者療養給付費を6,660万円、第2項高額療養費では1,255万3,000円を減額しております。また、第3款国民健康保険事業費納付金では、決算見込みにより4,305万7,000円減額補正しております。

以上、議案第11号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第4号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 国保会計ですけど、予算総額が、これ、23億円ぐらいで、かつては二十四、五、六億円あったんですが、小さくなりましたね。これは国保の加入者が減ってる、大幅に減りましたね。それが大きな影響かと思いますが、コロナでほかの医療にどういう影響が出たのか、掌握してるところがあったら御報告願いたい。

それは、私、7人の孫がおるんですが、交代で熱出して、私の女房が手伝いにしょっちゅう行くんですよ。ところが、コロナになってからは、私の孫たちは一つも熱出さん。消毒と密対策とマスクとかの対策がほかの感染症に大きな影響を及ぼしてはいないかなと身辺情報からそう思うわけですが、所管のところがどうつかまえているのかお伺いしておきたい。

○大西樹議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

コロナの疾病がどのように国保の給付費に関わってきたかという御質問についてですが、レセプトをつぶさに調べたわけではないんですけども、全国的に見ますと、給付費が一年と比べてちょっと減少傾向にあるということでございますけれども、まんのう町の国保につきましては、ほぼ同じレベル、もしくは、昨年比で増加にありますので、コロナが普通は病院へ行くのを抑制したりというようなことは、ちょっとまんのう町では見受けられてないのではないかとこのように分析しております。以上でございます。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 国保は自営業者と退職した人の保険になってるんで、各会社の健保とか共済組合に乳幼児とかの感染症の影響が出てるかもしれないという気がしますね。

それからもう一つ、大きな疑問です。国保は県下統合したので、我が町は予算書、決算書が出てこんのじゃないんかと思っております。国保に入る、出る、普及啓発、医療費適正化事業とか、そんなのは残るんだろうと思っておりますが、予算書、決算書が出て、国民健康保険税の議案は我が町が、市町村ごとに国保税の金額を決めるということで、議会審議上も何ら県下統合というのは変わってない。これはどのように制度が運用

されているのか、ちょっと説明を伺っておきたいということでもあります。後期高齢者は事業団でやって独立ですね。お願いします。

○大西樹議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員さんの、国保が平成30年に広域化になってどのように変わったかというような御質問だったかと思います。

広域化になってからも、ちょっとニュアンスは違いますが、香川県が50%、まんのう町が50%、両方がそれぞれの保険者ということになっています。そういったことから、保険料率につきましても、まんのう町が独自に決めるというふうになってございます。

その保険料率につきましては、広域化したときに四つの種類で保険料率を決めておったんですけども、その折に、まんのう町についても三つの指標で保険料率を決めることになっております。

我々が年に6回ぐらい課長会というものをやっております。香川県の市町村の状況を、いろいろ情報を共有したりしております。今、町村会のほうでも、それから全国的にも、また、厚生労働省の若干の指導もございまして、県内、香川県の8市9町においては、少なくとも保険料率を統一していきなさいよというような動きが出ております。なかなかそれぞれ高松市は高松市、まんのう町はまんのう町で医療費の水準も違います。それから、まんのう町においては、今、基金から繰り入れたりして、保険料率を上げ下げしていない。また、保険料率を基金を使って上げ下げしておるところもございまして。そんな関係上、なかなか保険料率の統一につきましては難しいことだとは思っておりますが、近い将来、統一といった方向に進んでいくんだらうと思っております。

また、議員さん御指摘のとおり、まんのう町の国保の被保険者数につきましては、ここ数年、本当に減少傾向にございます。香川県においても同様の傾向を示しております。そんな関係上、やっぱり大きな中で国保を運営していかないと、被保険者数が少なくなりますと、大きい疾病が出ますと、国保の国保会計の運営が行き詰まったりしますので、今後は8市9町が足並みをそろえて運営していくのが本来あるべき姿ではないかなと思っております。

元に帰りますが、やはり今のところは、8市9町がそれぞれの国保会計を運営しているという状況でございまして、国保の広域化が始まったからといって、そう大きく国保の制度が変わったのではないように私は感じております。以上です。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 国保の保険者は県ですよ。医療機関の指導監督、取締り権限は県ですよ。それから国保の治療の支払い、審査の上、支払う、これを県がやっておるのか、町がやっておるのか。町の会計として議案では出てくるわけですから、1件ごとの医療行為の審査権限は町にあると見ていいんでしょうか。そしたら、県下国保統合の実質はどうもよく分からないということになるんですけども、いかがでしょうか。これ以上は聞き

ませんから、細かくはまたお勉強しましょう。

○大西樹議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

冒頭申し上げましたように、国保の保険者というのはまんのう町も半分持っておるし、香川県も半分担っております。それから、各医療機関の指導または認可につきましては、香川県が所掌してございます。それから、まんのう町の被保険者が病院へ行ったときのいろいろな審査、診療報酬、明細書の審査、その権限につきましてはまんのう町が持っておりますので、国保連合会、また、まんのう町が委託しております事業者などを通じまして、ちょっと過大ではないかなというような部分につきましては、病院のほうにお返しして、診療報酬明細書の点数を下げたり、そういったことをやっております。いずれにいたしましても、レセプトの審査権はまんのう町にございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ほとんど何ちゃ変わってない、実務的にはね。県下統合してよかった、大変な権限行使せないかんのに、うちでは専門性がちょっと非力やからと思いつたのに、実質、変わらんということやね。

それから、国保の運営基金が底をついた段階で統合しましたから、やったやった、うまいこといったと思いつたんですけれども、国保運営基金ですね、それ補填する余裕が、今、ゼロと見ていいわけですかね。これで終わりにします。

○大西樹議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 国民健康保険の基金の状況について申し上げさせていただきたいと思います。

数年前は国民健康保険の財政調整基金の残高が2万ないし3万の状況でございましたが、少しだけ記憶が間違っていたらごめんなさい。本年の12月補正の折に1億円ぐらいだったかと思います。基金の積立費を1億ぐらいだったかと、分かりませんが、そのオーダーで基金の積立金を補正予算しております。

会計の決算の状況を見ながら、幾らしかの積立金を財政調整基金に積み立てていこうと思っております。できれば5,000万円以上というふうには思っておりますが、決算の状況を見越しての話になってこようかと思っておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第11号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第12号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算

(案) 第 2 号

○大西樹議長 日程第 20、議案第 12 号、令和 2 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第 2 号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 12 号 令和 2 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第 2 号について、その提案理由を申し上げます。

71 ページをお開きください。

第 1 条の歳入予算の補正については、73 ページの第 1 表を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,036 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 881 万 4,000 円とするものでございます。

事項別明細書 79 ページをお開きください。

歳入では、第 1 款後期高齢者医療保険料を 1,795 万円増額し、第 4 款繰入金において、一般会計繰入金を 241 万 4,000 円増額しております。これは、歳入決算見込みによる増額でございます。

80 ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金において、決算見込みにより 2,036 万 4,000 円増額となっております。

以上、議案第 12 号 令和 2 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第 2 号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 12 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 21 議案第 13 号 令和 2 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第 2 号

○大西樹議長 日程第 21、議案第 13 号 令和 2 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第 2 号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 13 号 令和 2 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第 2 号について御説明申し上げます。

83ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正については、85ページの第1表を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,440万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億2,552万円とするものでございます。

事項別明細書91ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、第4款国庫支出金において、決算見込みによる補正として1,013万1,000円減額、第5款支払基金交付金において、合わせて942万3,000円の減額、第6款県支出金において486万8,000円の減額、第9款繰入金において、一般会計及び基金繰入金を合わせて2,908万3,000円減額いたしております。

93ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものといたしましては、第2款保険給付費において、介護サービス諸費など、合わせて2,120万円減額し、94ページの第5款地域支援事業費において、介護予防事業費など、合わせて1,635万円減額補正いたしております。

以上、議案第13号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第13号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第14号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号

○大西樹議長 日程第22、議案第14号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第14号の令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号について、その提案理由を申し上げます。

99ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、101ページの第1表を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,019万8,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、103ページの第2表を御覧ください。

令和3年度へ繰越しをする事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第3条の地方債の補正は、105ページの第3表を御覧ください。

これは、起債の目的にある事業について限度額の変更をするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

事項別明細書111ページをお開きください。

歳入では、第2款使用料及び手数料を113万6,000円、第3款国庫支出金を150万3,000円減額し、第9款町債において10万円の増額をしております。これは、歳入決算見込みによる補正でございます。

112ページをお開きください。

これに対する歳出として、第1款総務費を決算見込みにより136万9,000円減額し、第2款施設費を117万円減額補正しております。

なお、113ページには年度末における地方債現在高の見込みに関する調書をつけております。

以上、議案第14号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第3号について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第14号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第23 議案第15号 令和3年度まんのう町一般会計予算（案）

○大西樹議長 日程第23、議案第15号 令和3年度まんのう町一般会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第15号の令和3年度まんのう町一般会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算総額は118億1,300万円で、対前年度比1億6,300万円の増、1.4%増となっております。

11ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。

歳入予算につきましては、まず、町にとって一番重要かつ自主財源の根幹をなす町税について、対前年度1億1,325万2,000円の減額、5.8%減を想定しています。これは、主に新型コロナウイルス感染症の影響により、個人及び法人住民税、固定資産税の減収見込みによる推計値であります。1億円を超える大幅な減収となる見込みではありますが、現在のところ、国が交付税や交付金などで減収分を補填予定であります。町税につきましては、今後とも収納率低下を招くことのないよう、住民の公平負担の観点からも、収納率向上に向け一層努力してまいります。

次に、10款の地方交付税において、当町は令和3年度より5年間の激変緩和措置期間が終了し、通常算定に入るわけですが、個別算定経費である合併特例債償還金の算入金額増加が見込まれること及びコロナウイルス関連による町税の減収補填の観点から、普通交付税は前年度対比3.3%、1億1,500万円の増額としており、令和2年度決算見込みにより、特別交付税は400万円の減額といたしております。

14款の国庫支出金は、主に児童手当交付金1億9,267万2,000円、障害者福祉費負担金1億7,878万円を計上しており、対前年度比6,824万円の減額、9.4%減となっております。

21款の町債は、満濃南こども園統合施設建設事業債などの増加により、対前年度3億1,330万円の増額、17.5%増としております。

12ページをお開きください。

歳出予算につきましては、前年度と比べ、民生費、商工費、土木費、災害復旧費、公債費が増加し、その他の款は前年度を下回っております。

歳出全体としては、昨年を引き続き、民生費が全体の34.6%と、最も大きなウエートを占めております。

1ページにお戻りください。

第2条の地方債は7ページ、第2表、地方債で、目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めております。

第3条の一時借入金は、最高額を10億円と定めるものでございます。

第4条は、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の間で流用ができる経費について記載いたしております。

概要の説明は担当課長より申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 それでは、令和3年度一般会計当初予算案の概要につきまして、お手元に配付しております令和3年度当初予算の概要に従って御説明をさせていただきます。まず、3ページをお開きください。

ここでは、一般会計当初予算の総額につきましては118億1,300万円、対前年度1億6,300万円、1.4%増といたしております。

特別会計予算につきましては、それぞれ第1表、令和3年度当初予算の状況でお示ししております。

次に、6ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の状況について御説明させていただきます。

まず、歳入予算につきましては、6ページの第2表、令和3年度一般会計歳入予算の内訳で款ごとの金額を前年度と比較して示しております。

主なものを御説明させていただきます。

第1款町税につきましては18億4,487万8,000円、対前年度比5.8%減を計上しており、前年度より1億1,325万2,000円の減少となっています。主な要因としましては、コロナ渦による減収見込みなどにより、個人住民税、法人町民税、固定資産税をそれぞれ減額しております。

第10款地方交付税は、令和3年度も全体として前年度算定額に国の推計増減率等を考慮して計上しております。当町におきましては、平成28年度より5年間の激変緩和措置期間が令和2年度で終了したわけでありましたが、個別算定経費であります合併特例債償還金の算入金額増加が見込まれること及び新型コロナウイルス感染症に起因する町税の減収補填の観点から、今年度の交付税につきましては、前年度対比1億1,100万円、3.0%増の38億5,600万円としております。

第14款国庫支出金につきましては6億5,913万7,000円、対前年度6,824万円減、9.4%減を計上いたしております。主に総務費におけるカーボン・マネジメント強化事業補助金が皆減したことや、個人番号カード交付事業費補助金が減少したことによるものでございます。

第15款県支出金につきましては8億2,596万2,000円、対前年度1,815万8,000円減、2.2%減となっております。主な要因としましては、放課後児童育成クラブ設置・育成事業費補助金が皆減したことが上げられております。

第18款繰入金におきましては11億2,255万8,000円、対前年度1億2,405万9,000円減、10.0%減を計上しました。主な要因としましては、施設整備などの事業実施による財源対策のための財政調整基金繰入金、対前年度9,415万1,000円減など、減少によるものでございます。

第21款町債につきましては、全体で21億220万円、対前年度3億1,330万円、17.5%増を計上しました。主な要因としましては、高篠公民館施設整備事業、火葬場施設改修事業などの発行額が減少したものの、民生費におきまして、満濃南こども園統合施設建設事業に10億1,440万円起債を充当したことが主な要因であります。

また、臨時財政対策債につきましては、財政調整機能を強化する観点から、平成25年度から財源不足額方式に算定方式が完全移行しております。そういった中で、令和3年度につきましては、国が全体額を増額する方針を示していますことから、3億5,760万円、対前年度1億1,920万円増を計上しております。

今後も町債につきましてはできるだけ発行額を抑制するとともに、町にとって負担が少なく有利な合併特例債、過疎・辺地債等の活用を図ってまいりたいと思っております。

なお、町債における一般会計の令和3年度末現在高見込みにつきましては147億1,309万3,000円で、令和2年度末現在高見込額より6億2,009万5,000円の増となっております。

続きまして、歳出予算について説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

ここでは、第3表、令和3年度一般会計歳出予算の内訳で、款ごとの金額を前年度と比較して示しております。

また、各款ごとの予算の主な内容につきましては、16ページから記載しておりますので、御覧ください。

主なものを御説明させていただきます。

第1款議会費につきましては、対前年度376万6,000円減、2.8%減としております。これは、主に一般職給与の減少によるものでございます。

第2款総務費につきましては、対前年度2億7,964万1,000円減、15.0%減としております。主な要因としましては、17ページにあります財産管理費におきまして、カーボン・マネジメント強化事業改良更新工事費2億1,000万円の皆減などによるものでございます。

続きまして、19ページの第3款民生費につきましては、対前年度7億5,041万2,000円の増額、22.5%増としております。主な要因としましては、21ページにあります第2項児童福祉費、認定こども園費におきまして、満濃南こども園統合施設建設工事費が8億4,000万円増となったことによるものでございます。

続きまして、21ページの第4款衛生費につきましては、対前年度4,239万4,000円の減、7.8%減としております。主な要因としましては、23ページ、第1項保健衛生費、環境衛生費におきまして、火葬場改修及び待合室増築工事費、施設備品費などの皆減によって、対前年度1億4,846万7,000円の減、64.6%減となっており、全体としては5億234万円を計上しております。

続きまして、22ページの第5款労働費につきましては、対前年度52万5,000円の減額、14.0%減としております。これは、勤労青少年ホーム管理費でございます。

続きまして、23ページ、第6款農林水産業費につきましては、対前年度151万5,000円の減額、0.2%減としております。主な要因につきましては、第1項農業費におきまして、(6)農村環境改善センター費が改修工事費の減額などによって443万4,000円減となったことによるものでございます。

また、24ページの第2項林業費におきましても、治山事業費における工事請負費の減額などによって、対前年度681万5,000円、8.9%減となっております。

続きまして、24ページ、第7款商工費につきましては、対前年度919万9,000

円の増、3.6%増としております。主な要因としましては、ことなみ振興公社関係施設管理委託料の増額などによるものでございます。

続きまして、25ページ、第8款土木費につきましては、対前年度6,197万6,000円の増額、11.1%増としております。主な要因としましては、第2項土木管理費におきまして、土木総務費が一般職給与、道路台帳更新等委託料の増加によって1,540万7,000円の増、次に、道路橋梁新設改良費におきましては、工事請負費の増額によって、対前年度1,418万1,000円、11.4%増となっているほか、第3項の河川費におきましては、河川改良費の工事請負費の増額により、対前年度3,080万円増となったことなどによるものでございます。

続きまして、26ページ、第9款消防費につきましては、対前年度比2,205万3,000円の減額、3.9%減としております。主な要因としましては、仲多度南部消防組合への消防車両機器整備事業負担金2,697万2,000円の減額などによるものでございます。

27ページ、第10款教育費につきましては、対前年度3億4,359万3,000円の減額、20.7%減としております。この主な要因としましては、28ページにあります第5項社会教育費の(2)公民館費におきまして、高篠公民館施設整備工事費が3億5,405万円減額となったことなどから、社会教育費全体におきまして、対前年度比68.6%減になったことによるものでございます。

続きまして、29ページ、第11款災害復旧費につきましては1万9,000円で、前年度対比3,000円、18.8%増を計上しております。なお、年度内に風水害などが発生した場合におきましては、その復旧費につきまして補正予算を賜りたいと思っております。

続きまして、30ページの第12款公債費につきましては、対前年度3,969万4,000円の増額、2.6%増としております。これにつきましては、利子が344万1,000円減額となったものの、大型事業で借入れしました地方債の元金償還が始まっておりまして、長期債償還元金が4,313万5,000円増額となったことによるものでございます。

続きまして、第13款諸支出金につきましては、対前年度534万円の減額、5.5%減としております。主な要因としましては、第3項基金費におきまして、地域福祉基金の積立金529万9,000円の減額などによるものでございます。

なお、各基金の現在高状況につきましては、32ページ、第5表、基金の状況を御覧いただきたいと思います。主な基金であります財政調整基金につきましては、令和3年度末現在高見込みが25億8,500万円で、令和2年度末現在高見込みと比較して、予算上は3億7,300万円の減少となっております。

第14款予備費につきましては500万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、歳出予算の款別内訳について説明を終わります。

少し戻っていただきまして、13ページでは一般会計歳出予算の性質別内訳について説明しております。

まず、義務的経費につきましては50億944万2,000円で、対前年度1,051万7,000円の増額、0.2%増となっております。

続きまして、義務的経費の全体に占める構成比率につきましては42.5%で、前年度より0.4ポイント増加しております。

扶助費におきましては、老人福祉施設入所措置事務委託料などの減少のため、前年度に比べますと0.6%減となっております。

公債費につきましては、合併関連事業における合併特例債の長期償還元金が増加傾向にあることから、前年度に比べまして2.6%増となっております。

続きまして、投資的経費につきましては、事業効果が長期間継続する庁舎や道路、町営住宅、学校施設などといった目に見えて残る社会資本を整備するための経費でありまして、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費に分けられます。令和3年度は前年度に比べほぼ同額となっております。

あと、その他の経費につきましては、物件費、維持補修費、補助費、繰出金などで、全体としては前年度に比べ3.2%の増となっております。内容としましては、物件費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種関連委託料などの増加によりまして、昨年度より2億563万5,000円、12.3%増となっておりますが、維持補修費、補助費等、積立金、繰出金においては減額となっております。

なお、予算に関する説明書の111ページから債務負担行為に関する調書及び地方債残高に関する調書を添付してございますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第15号 令和3年度まんのう町一般会計予算（案）の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 極めて積極的に資金調達に出る積極予算で、私は高く評価したいと思います。

特徴は、普通建設事業費が2年続けて19億円で、今年、地方債を21億220万円にするとある。この21億円のうち臨時財政対策債の割合が3億5,700万円と減ってきましたね。100%元利償還金見てくれる分、どんどん減ったけれども、21億円。この中で、合併特例債の残りを使う分と、過疎債、辺地債、それから減災対策債も7割元利償還金、裏補填ですよ。その7割裏補填ある有利な分が7ページの地方債の一覧表の中でどれなのか、ちょっと聞いておきたいですね。上手な財政運営、工夫した負担の少ない運

営ってきてると私は評価しておるんです。しかし、これがそのどれになるんか、7ページをちょっと教えていただきたいです。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 竹林議員さんの御質問で、予算書の7ページ、町債の有利なやつですが、まず、過疎債とかは100%なんですけど、表をタブレットの中に入れていますが、ちょっと、今、どの部分かお示しできないんですけども、また分かるようにさせていただきますと思います。基本的には充当率100、あと95、70とかいろいろあるんですけど、取りあえず過疎債、次で合併特例債ですね、そういったものは有利であると思っております。また分かるようにさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 もう一つ、予算書本体を見ると、業務上横領、着服された分の債権が記載されていない。私の理解では、予算書、決算書にお金が回復しない限り、延々と載るんじゃないんかと思っただけなんですけど、これが載ってないというのは、それでいいのかなと。巨額のお金が不履行債権になってることを記録し続ける必要があるんじゃないんか。これをなくする方法としては、議会が債権放棄の議決したらできるんですけど、それが認められるかどうかという問題はあります。それが載ってないこと、これ、執務としてはどうなのか、ちょっと伺っておきたい。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、決算書につきましては、令和元年度で記載させていただきまして、今、お持ちでないと思うんですが、422ページの債権の中で損害賠償金ということで計上させていただいておりまして、これが決算書のまず記載の仕方だと思っております。

予算書につきましては、そういったことを今のところ頭にございませんで、記載の仕方であるとか、記載すべきかとかも含めて、ちょっと県のほうへ問合せさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第24 議案第16号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第24、議案第16号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました、議案第16号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

115ページをお開きください。

第1条第1項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億9,350万円と定めるものであり、対前年度比1億8,150万円の減、8.0%減となります。

第2項では、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ450万円と定めるものであり、対前年度比同額。

第3項では、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,600万円と定めるものであり、対前年度比40万円の増、0.5%増となります。

第4項は、事業勘定及び直営診療施設勘定歯科・内科の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるというものでございます。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

それでは、事業勘定の歳入歳出予算について説明いたします。

123ページをお開きください。

歳入予算では、第1款国民健康保険税3億2,678万3,000円、対前年度比0.6%減、第4款使用料及び手数料15万円、前年度比0.7%減、第5款国庫支出金630万1,000円、対前年度比2,390.5%増、第6款県支出金15億6,525万3,000円、対前年度比9.5%減、第8款財産収入5万円、前年度同額、第10款繰入金1億8,895万3,000円、対前年度比10.2%減、第11款繰越金1,000円、前年度同額、第12款諸収入600万9,000円、対前年度比5.2%増をそれぞれ見込んでおります。

124ページを御覧ください。

歳出予算では、第1款総務費1,895万3,000円、対前年度比59.4%増、第2款保険給付費15億1,400万6,000円、対前年度比9.5%減、第3款国民健康保険事業費納付金5億2,731万2,000円、対前年度比5.1%減、第4款共同事業拠出金1万円、前年度同額、第6款保健事業費2,086万円、対前年度比4.4%増、第7款基金積立金5万円、前年度比2.0%減、第9款諸支出金1,180万9,000円、対前年度比13.2%減、第10款予備費50万円、前年度同額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算について説明いたします。

139ページをお開きください。

歳入予算では、第5款財産収入6,000円、前年度対比33.3%減、第6款繰入金449万4,000円、前年度比0.1%増をそれぞれ見込んでおります。

140ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費427万5,000円、前年度比0.1%増、第2款医業

費 11万9,000円、前年度同額、第4款基金積立金6,000円、前年度比40.0%の減、第5款予備費10万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算について説明いたします。

149ページをお開きください。

歳入予算では、第1款診療収入4,142万円、前年度比15.6%減、第2款使用料及び手数料40万円、前年度比18.0%減、第3款国庫支出金64万2,000円、皆増、第5款財産収入8,000円、前年度比100%増、第6款繰入金3,345万9,000円、前年度比35.0%増、第8款諸収入7万1,000円、対前年度比115.2%増をそれぞれ見込んでおります。

150ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費5,419万2,000円、対前年度比4.9%増、第2款医業費2,150万円、対前年度比9.1%減、第3款施設整備費10万円、前年度同額、第5款基金積立金8,000円、前年度比60.0%増、第6款予備費20万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

154ページからは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しを願います。

以上、議案第16号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 国保の予算書では、琴南の歯科診療所の経営内容が分からぬのですね。町が担う部分のところは400万円ぐらいの予算で出てきておりますけれども、立派な歯科医の先生が来ていただいて、琴南地域活性化センターの運営の中身もほぼ中心になって歯科診療所の先生がやってくれるような、僻地医療の専門家としての研究心もあって、頑張ってくださいますけれども、果たして先生が歯医者さんにふさわしい生活ができるだけの所得があるのかどうか。しごく食うていけんわと。家族もある、子供の教育も要るといって、立派な先生に逃げ出されたらおだぶつですね。どうか指定管理者に類する仕組みでやってますけれども、常任委員会審議において、先生の歯科診療所の運営計画を聞いていただいて、町はお金を補填してでも先生におってもらわないかと思えます、ああいう先生はなかなか見つからぬので。その辺を執行部としてはどう考えておいでなのか、任せてあるからええわでは済まんと思えます。僻地医療の在り方も含めて、根幹のところを願えたらと思えます。

○大西樹議長 琴南支所長、萩岡一志君。

○萩岡琴南支所長 御質問にお答えいたします。

歯科診療所でございますけども、木村先生との契約が今年度末で一応切れまして、また

5か年の継続ということで、この3月中には先生のほうとお話合いを持つ予定でございます。その中で、今までの経営の状況等をお聞きして、今後のまた委託契約に結びつけたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 先生がおってもらえる条件がどこなのか、そこを考えないかん。安いてええがでは済まんと思います。僻地医療なんであって、公費で持ち出しでやるのが当然の世界であって、受診する人は減る一方です。歯医者さんは全国的にも一人当たりの年収が500万円か600万円ということで、公務員より平均は収入が少ないという厳しい業界にあります。本町においても、歯科医さんは幾つもありますし、そうした地域事情も勘案して、県とも相談し、僻地医療の在り方の柱を立てるつもりで先生との契約更新を期待するような、そういうことをお願いしたい。まずは先生の運営している経営内容を私たちが掌握することではないかと申し上げておきます。以上、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ここで、休憩を取ります。

4時5分までお願いいたします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時05分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、教育民生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

本日の会議は、24時まで時間延長をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、24時まで延長することと決しました。

日程第25 議案第17号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第25、議案第17号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第17号の令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

159ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億30万円と定めるものであり、対前年度比2,130万円の増、7.6%増となっております。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算によるというものでございます。

165ページをお開きください。

歳入予算では、第1款後期高齢者医療保険料2億578万円、前年度比13.5%増、第2款使用料及び手数料2万円、前年度同額、第4款繰入金9,449万4,000円、対前年度比3.2%減、第5款繰越金1,000円、前年度と同額、第6款諸収入5,000円、前年度比44.4%減をそれぞれ見込んでおります。

166ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費95万8,000円、対前年度比11.4%増、第2款後期高齢者医療広域連合納付金2億9,779万2,000円、対前年度比7.9%増、第3款諸支出金105万円、対前年度比32.3%減、第4款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

以上、議案第17号の予算について説明を申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第17号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第26 議案第18号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第26、議案第18号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第18号の令和3年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

171ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ27億2,550万円と定めるものであり、対前年度比5,380万円の増、2%増となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算によるというものでございます。

第2条では、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

それでは、177ページをお開きください。

歳入予算では、第1款保険料4億8,762万円、対前年度比7.1%増、第2款分担金及び負担金439万2,000円、前年度比8.9%増、第3款使用料及び手数料2万円、前年度同額、第4款国庫支出金6億4,990万3,000円、対前年度比1.3%増、第5款支払基金交付金7億1,546万6,000円、対前年度比2.5%増、第6款県支出金4億144万4,000円、対前年度比3%増、第7款財産収入20万円、前年度同額、第9款繰入金4億6,642万1,000円、対前年度比3.2%減、第10款繰越金1,000円、前年度と同額、第12款諸収入3万3,000円、対前年度比93.7%減をそれぞれ見込んでいます。

178ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費4,430万9,000円、対前年度比20.8%減、第2款保険給付費26億511万1,000円、対前年度比2.7%増、第5款地域支援事業費7,482万8,000円、対前年度比4.6%減、第6款基金積立金20万円、前年度と同額、第8款予備費25万円、前年度と同額、第9款諸支出金80万2,000円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

193、194ページには給与費明細書をつけておりますので、お目通しを願います。

以上、議案第18号の御説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 180ページ、一般会計繰入金、これはそれぞれルール分というか、その他一般会計繰入金で6,300万円ほどありますが、これは事務費部分は一般会計から出すということになってるんだと思うんですけども、そのルール分だけが一般会計繰入金の3億7,056万9,000円なのかということをお伺いしたい。

そしてもう一つは、この基金の残高が2,600万円しかないんだけど、基金繰入金が本年度8,000万円と書いてあるわけで、基金残高のところから繰り入れるお金がないんじゃないのかなと、そんなに思うんですけど、一般会計繰入金と基金のところ、その御説明をお願いします。

○大西樹議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、1点目、予算書の180ページ、9款の繰入金でございまして、例えばその他一般会計繰入金の事務費繰入金4,004万4,000円につきましては、議員おっしゃる

とおり、認定調査費のところには会計年度任用職員の人件費などが含まれております。こういった部分につきましては、全て一般会計からの繰入れというふうになっております。

それから、9款1項の一般会計繰入金のうちの介護給付費とか地域支援事業などにつきましては、ルール分でございますので、御理解をいただけたらと思います。

続きまして、基金繰入金のことでございますが、我々のほうでは、基金の推移で申しますと、平成30年度は2億2,700万円ほどございました。令和元年度につきましては1億8,800万円、令和2年度の見込みは1億800万円程度が残るだろうと予測してございます。そういったことから、本年度につきましては、8,000万円程度の予算を取らせていただいておりますので、御理解を賜ればというふうに思います。以上でございます。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 介護保険計画は3年分の介護保険料見積りやりますよね。平成2年度末に1億600万円あって、8,000万円、今年、取り崩したら、来年は2,000万円ということで、次年度は8,000万円取り崩して繰り入れられるけれども、その次の年は2,000万円しか繰り入れるお金が残ってないということですね。となると、一般財源からルール分以外の繰入れする可能性を覚悟しておくべきなのかどうか。3年分見積もっての数字ですから、2年目、3年目をどう考えておるのか、そこを伺っておきたいです。

○大西樹議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 基金のお話をする前に、少しだけ沿革について申し上げたいと思います。

今回の令和3年度の介護保険の予算につきましては、例えば居宅サービスの給付費につきましては、前年と同水準でございますが、施設給付費につきましては、6,000万円、7,000万円の増額になっておるかと思っております。やはり介護給付費の伸びというのがありますので、もともとが3億円ぐらいの準備基金でございました。ずんずん取り崩していくうちにはなくなってくるのも致し方ないかなと思っております。その中で、新年度につきましては、国保のデータを使いました介護予防の事業などを得まして、できるだけ準備基金に頼らない介護給付費の減少をやっていきたいなと思っております。

しかしながら、それが介護予防をしたからといって、一朝一夕に給付費が下がるとは思っておりませんが、できるだけ第9期の介護保険の保険料が伸びない方向で設定できるように努めてまいりたいと思っております。

我々、これは予測でございますけれども、団塊の世代が75歳、介護保険一番ようけ使っていくのは75歳以上の人口の方々だと思っておりますが、団塊の世代の方がこの第8期の中でほぼ75歳を迎える。第9期、第10期になってまいりますと、予測ではそういった75歳以上の人口も少し右肩下がりになるのではないかなと思っております。その頃を迎えますと、幾分、介護保険料につきましても、右肩下がりの状況が見えてくるのかな

と思っております。

それと、来年、再来年につきましては、厳しい状況を迎えることがあろうかと思いますが、今回の8,000万円につきましては予算でございますので、できる限り基金の準備基金を取り崩さない方向でやっていきたいと思っておりますので、どうか御理解をいただいたらと思っております。以上です。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 10年前は介護保険21億円、22億円会計だったですね。今度は27億円会計になってる。国保が加入者が減ってきたように、介護保険対象年齢の人も減ってきたので、思うほど伸びなかったんですけども、この新介護保険計画、3か年分の初年度においては、27億円予算が出てきたということでもありますね。この意味を所管課長だけに考えさせるのではなくて、財政や町長、副町長、議会も事情を分かった上で、今後を展望せないかんということですね。

ただ、所管課長は非常に慎重な方でありまして、ちょっと幅を見て見積もる傾向があるように見とるんで、8,000万円出さんでええかも分からんけど、この場で執行部と議会が先行きに対してある程度覚悟を持つようにすべきかなと思っております。

ただし、今高齢者福祉介護保険計画は実に素晴らしい。今後の運営を評価、点検し、管理する指標を設けて、全国を先導しているものだと思います。介護事業だけではなくて、周辺の社会教育や体育や食育やいろんなことを視界に置いた立派な計画であります。その普及啓発、地域社会への働きかけがうまいこといったら、一般会計へ負担出さんでええんかも分からんし、どうか分からんですね。しっかりと行方を見守りたいです。課長、御苦労でございます。立派な計画をつくっていただいた。覚悟を決めて、我々、運営したいと思っております。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第18号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第27 議案第19号 令和3年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第27、議案第19号 令和3年度まんのう町下水道特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第19号の令和3年度まんのう町下水道特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

197ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億450万円と定めるも

のであり、対前年度比1,780万円の減、8%減となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算によるというものでございます。

第2条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法について定めております。なお、203ページの第2表、地方債で詳しく記載しております。

第3条では、一時借入金の借入限度額を2,000万円と定めるものでございます。

205ページをお開きください。

歳入予算では、第1款分担金及び負担金50万円、前年度同額、第2款使用料及び手数料5,202万1,000円、前年度同額、第6款繰入金1億187万9,000円、前年度比0.4%減、第9款町債5,010万円、対前年度比17.9%減をそれぞれ見込んでおります。

206ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費6,234万6,000円、対前年度比9.5%増、第2款施設費1,574万1,000円、対前年度比52.7%減、第3款公債費1億2,591万3,000円、対前年度比4.3%減、第5款予備費50万円、前年度同額をそれぞれ計上いたしております。

なお、210ページ、211ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通しを願います。

212ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。令和3年度末においては、前年度末に比べ6,363万1,000円減少となる見込みです。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第19号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第28 議案第20号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第28、議案第20号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第20号の令和3年度まんのう町農業集

落排水特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

215ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,090万円と定めるものであり、対前年度30万円の減、1.0%減となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算によるというものでございます。

第2条では、一時借入金の借入限度額を300万円と定めるものであります。

221ページをお開きください。

歳入予算では、第1款分担金及び負担金30万円、前年度同額、第2款使用料及び手数料602万8,000円、対前年度比8.0%増、第4款繰入金2,457万円、対前年度比2.9%減、第5款繰越金1,000円、前年度と同額、第6款諸収入1,000円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

222ページをお開きください。

歳出予算では、第1款施設費1,189万円、前年度比2.1%減、第2款公債費1,891万円、対前年度比0.2%減、第3款予備費10万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

225ページを御覧ください。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。令和3年度末においては、前年度末に比べて1,658万3,000円減少となる見込みでございます。

以上、議案第20号の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第20号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第29 議案第21号 令和3年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第29、議案第21号 令和3年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第21号の令和3年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

229ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,090万円と定めるものであり、対前年度比950万円減の18.8%減となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、一時借入金の借入限度額を700万円と定めるものであります。

235ページをお開きください。

歳入予算では、第2款使用料及び手数料339万円、対前年度比49.8%減、第5款繰入金3,751万円、対前年度比14.1%減をそれぞれ見込んでいます。

236ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費962万円、前年度比0.7%増、第2款施設費1,086万8,000円、対前年度比46.8%減、第3款公債費1,991万2,000円、前年度と同額、第4款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上しております。

239、240ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

241ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。令和3年度末においては、前年度末に比べて1,645万3,000円減少となる見込みでございます。

以上、議案第21号の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第21号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第30 議案第22号 まんのう町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

○大西樹議長 日程第30、議案第22号 まんのう町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第22号のまんのう町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、そ

の提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第5項では、認定農業者等が農業委員の過半を占めなければならないと規定されていますが、同条同項のただし書で、まんのう町のように認定農業者の数が少ない場合は例外として同法施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意が得られれば、認定農業者等とこれに準ずるものが合わせて少なくとも4分の1を占めることと条件が緩和されることになります。

まんのう町では、本年1月4日から2月5日まで農業委員の推薦・公募を行いました結果、候補者に占める認定農業者等が農業委員の過半に達しないことが確定したため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の条件を適用するため、議会の同意を求めるものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 同意について反対するものではないんですけれども、認定農業者の割合を一定にすべきということであって、その選任の要件、それがどうなのか、一人一人にちょっと書いていただけたらありがたいですね。できれば酪農をやっているのか、葉菜をやっているのか、果樹をやっているのかという、どういう専門家なのか。農業委員さんはやっぱり専門性と地域代弁性ですね。そこが出てきた、添付資料がついてたらいいと。個人情報載せる必要はないんですけれども、農業に関わる専門性が載ってたらいいと、そんなに思うわけでありませぬ。

それは、続いての教育委員の任命についてでもあって、教頭先生、校長先生をやったというのは、それは立派に勤務されたんでしょうけども、国語の先生なのか、養護教諭なのかの専門性ですね。それから、学校の先生の力量は研究事業で発揮されるので、それから生徒指導をやったのかという、その専門性が出ればいいですね。

監査委員さんだって、法人税の専門家なのか、相続税の専門家なのか、取立ての専門家なのか、法制度運用の専門なのかという、専門性が表記される資料の添付を今後期待したいですね。

人選については、地元と相談され、推薦され、地域代表としての方々を選んでいただいておりますけれども、この意見提出させていただきたいです。これについて、ちょっとこの後、どう考えられるのか、ちょっと御答弁願えたらと思います。

○大西樹議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 竹林議員さんにお答えしたいと思います。

この農業委員について、評価委員会のほうの結果を町長に報告して、今日、議会のほうに任命の同意を得るようになっておりますので、また、評価委員会のほうにもこの辺のことで協議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、評価委員によって任命しとる。評価委員は人数と氏名、よかったら教えてください。

○大西樹議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 大西豊議員さんの質問にお答えしたいと思います。

評価委員について、まんのう町農業委員会の委員の選任に関する要綱第7条に基づきまして、評価委員、副町長、総務課長、建設土地改良課長、企画政策課長、農林課長、農林課課長補佐のほうで評価委員会のほうを行っております。以上、答弁といたします。よろしく願いいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 現実的に、これ、評価委員会の委員さんが機能して農業委員さんを決めておるのか、私も過去においていろいろ自治会連合会の方にもお話ししたんですけど、基本的にはそれぞれの地域で集落営農とか認定農業者、集落営農イコール認定農業者になっておりますので、そういうところにやっぱり相談をして、評価委員さんは農業委員さんを決められたのかどうかお伺いします。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 私も農業委員の評価委員の委員長をしております、基本的にとにかく、農業委員さんは地域から推薦をいただいて、今回の場合は予定しておる定数の数を満たして全ての方が本当に農業委員さんに値するかどうかというのを我々が審議いたしたわけです。その資料といたしまして、竹林議員さんが先ほど言われました経営内容についても、一覧表の中に明記していただきました。

それから、たしか評価に値するような点数についても、資料として出していただいております。そういう資料を基に我々が評価したというところがございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、聞くところによると、評価委員さんは誰かが点数つけた分を評価した言いよりもすけど、今回は特に資格持った者が物すごく少ないいうことを言いよりもすわね。実際、まんのう町内には認定農業者相当おると思います。そういう方の御意見も聞いたかどうか。普通、評価委員さんやったら、点数だけ見るんでなくして、実態、認定農業者さんは、私は数はつかんでおりませんが、意欲ある農家の方、特に最近、若い方も定年退職後、認定農業者になつとる方も大分おられます。旧の満濃地区におきまして、60代前後で退職されて、8町も10町も15町も農業されておる方もおります。そういう認定農業者の方の直接は意見聞かずに、点数が出てきた分を評価されるんですか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 点数につきましては、客観的な観点において評価していただいたものと考えております。具体的な点数の算出については、私のほうも結果の表を提出していた

だいたところで評価いたしておりますので、その経緯、点数の詳細、そういう点数がいかなる経緯をもって出てきたのかというのは議論の対象にはなりません。以上でございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 立派な方が採点されたんだと思いますけども、過去において、各種団体の助成金についても、それぞれの課が評価して、継続して出さないかんいう中においても、結果として十分機能していなかったと思います。そういうことを踏まえて、再度、お聞きします。採点は誰がされたんですか。

○大西樹議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 大西豊議員さんの質問にお答えしたいと思います。

採点のほうは事務局のほうで地域性、認定農業者であるかどうか、また、農業に関する見識、最適化推進、利害関係があるかどうかということなんですけども、そういったことをA10点、B7点、C3点、Dゼロ点ということで点数をつけまして、それを再度評価委員会の中でこの評価のほうを行ったという形になっております。

この19名の方が地元、また、婦人会の中立委員さんとかが主で、19名の方が定員数推薦されまして、この方で評価委員会としては全員適当であるという形で、今回の提出になっておりますので、よろしくお願ひします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 ちょっとはつきり分からのやけど、事務局がしたいいうけど、実際は何人の方が採点つけられたんですか、具体的に。

○大西樹議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 大西豊議員さんの質問にお答えしたいと思います。

この点数については、事務局、私、課長補佐、農業委員会の担当のほうで点数をつけまして、評価委員会のほうで説明させていただきまして、この評価のほうが妥当であるかどうかということで評価をいたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、おおむね大体どういう形で、私もそれ点数つけるのはおおよそ分かるんですけど、過去において、各種助成金出したときも、内々で決めて、本当に実際に活動していないのに、決算報告もしてないのに、助成金を出しとった経緯があります。もう少し我々にきちっと説明できるような形で今後はしていただきたいと思います。同じことを繰り返さないように、現実問題としては、認定農業者は相当人数おるとお思います。あえて足らんから資格持っていない者でもよしとするということでもありますので、あまりにも漠然とした評価であるとお思いますので、また、評価委員の参加でも、個々でなくして、点数を念頭に入れて評価されとるということでもありますので、現実にあつたように、やはり若い方、若い農業を今から取り組んでいく方々の御意見も聞くようにしていただきたいとお思います。今後、そういう私たちに分かる形で点数をつけていただきたいとお思います。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 大西議員さんの御指摘、今後、様々なところに生かしていきたいと思
います。ありがとうございました。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これは即決ですので、あえて申し上げます。

委員会審議の場合は、私、いろいろあったんですが、黙秘をしておったんですけども、これは即決ということですから、今朝、冒頭に、私、委員長報告したように、まんのう町には、できれば152名ぐらいの認定農業者がおいでたらいいと。しかし、現在、102名なんですね。102名ですから、50名ほど不足しとる。だから自治会割ですと順番にいきますと、認定者が固まっておる地域、認定者がほとんどおらない地域、これは地域性で分けてきますから、おらない地域は、認定農業者でない方が出てこられる。私、こればかりじゃないんです。この予算書に多面的機能が8,000万円から下がるんです。ここが問題なんです。いいですか。認定農業者が全て優秀ばかりとは私は申しません。けども、農業に精通する方が認定農業者になっておる。これだけ考えたらいかんのですよ。こっちの予算見てくださいよ。8,000万円から多面的機能の減額になるんです。仕事やってない。まんのう町の農地がどんだけこの金で不便になっておるかというのを認識してないから、こういう数字が出る。それをどんなに思いますか。認定農業者がある一部に固まっておる。農業の熱心なところは、何十人もおる地域もある。おらない地域もある。だからそういうところは多面的機能の仕事もやってない。まんのう町から考えたらそうでしょうが。8,000万円から事業費が減るわけやから。どう思いますか、こころ。これは、私、即決でやるという話に、議長、なりましたから、あえて私は、今朝、冒頭に話したことを再度申し上げておる。関連性が全てある。町長、返答願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

この農業委員さんにつきましては、それぞれの地域で十分検討されて、その人が受けてくれる、受けてくれんというようなこともあると思いますので、そういったことも十分加味して、それぞれの地域から推薦された方ばかりでございますので、どうぞよろしく願
いいたします。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、町長さんが言われておることは十分分かるんです。一方的にあ
る地域で固まったらいかんから、まんのう町全体見渡して、この自治会、この自治会、こ
の自治会から1名ですよということに実際はなっとるんです。面積の多いところから順番
にいこうやというような、そういう地域性を重視した割になっておる。それはそれでいい
んですよ、それやったら。それだったらそれでいいんですが、その認定農業者ばかりじ
ゃなくて、農業委員さんが多面的機能がどういうものなのか。まんのう町に水田2,00
0ヘクタールある。畑も入れたら約2,500ヘクタールある。その多面的機能の金が国、

町から出ますね。一応出ます。出るのはよう使わんから、こういう減額になってくるんですよ。それをどう思いますかと言います。お伺いしよる。そういうことを認定農業者を含めて、農業委員会で多面的機能、直接支払制度は置いといて、個人に入りますから置いといて、地域に入る多面的機能の金をどう説明されよるかお伺いします。

○大西樹議長 建設土地改良課長、河田勝美君。

○河田建設土地改良課長 川原茂行議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

確かに多面的機能支払交付金事業、地元が農道、水路の草刈りとか、そういったところにいそしんでいただければ、それに対しての補助金といういい事業ではあります。ただ、農家の方にとってなかなか難しい、そういったところがあります。本来であれば、全ての団体、地域の方、そういったところが取り組んでいただければ、それにこしたことはないんですが、なかなか、今、その事業について事務的に煩雑であるとか、そういったところで、やめていこうというところも増えてきております。なかなか補助金を頂くということで、事業として難しいところはあるんですが、そういったところで、今回、土地改良区を統合します。その土地改良区の統合する中で、土地改良区の自主運営というところも考えて、事務委任というところを、今度、新しい土地改良区のほうの事務としてやっぺいこうというところも考えておりますが、なかなか、当然、事務委任となってくれば、委託料がかかりますので、そういったところで、どこまでこの多面的の事業に引きつけられるのかと。労務軽減を図りながら、なお、補助金を頂いて、地域の環境美化もそうですね、こういった事業であれば、そういったところに発展できるような、そういったところを一つ一つ考えていく中で、まず、来年度としては、土地改良区への事務委任というところも一つの方策として考えております。以上です。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 課長、苦肉の答弁でございます。しかし、金がかかるんですよ。農地を守るのは農業者が守ったらいんです、一番は。地域を守るんですから。それが輪になる。地域の輪になるというのはどういう意味かという。農業委員さんしかり、地元から出していく。A自治会、B自治会、C自治会があれば、そこが一つになって、交代にしましょうやと。次のところはまた二つ、三つが一緒になって、そこから誰かを出しましょうと。これでまんのう町全体バランスよくは、地域性はいっとるんです。地域性はいっとるんですけども、本来の、これから災害が起きる可能性が強い社会情勢、気候温暖化になって、渇水化、洪水化というような時代の中になって、なおかつ、地域の農地が守れない。先ほど課長おっしゃるように、やっぺいそこへいくと金がかかる。まんのう町にも現業班も、今、既においでるわけですが、そこの方をお願いしても金がかかる。なぜ自分の地域を自分が守ろうとしないかというところに私は疑念を抱いとる。ですから、この農業委員さんも、認定農業者ばかりが私はすばらしいとは言いません。認定農業者以外の方もすばらしいお考えを持っておられる方もおいでると思います。思いますが、少なくともまんのう町に2,000ヘクタールほどの水田があれば、152名ぐらいの認定農業者を育ててい

く姿勢があつてしかるべきでないかなと思うんですが、この点はいかがですか。これ、町長さん、どうですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

町としては農業振興のためにも認定農業者の数を増やして行って、できる限り認定農業者の方が農業委員にもなっていて、2分の1を確保できるように、今後、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、今、町長の言葉を100%信じて、質問は終わります。農業者は若い方ばかりとは言いません。そっちばかりに任せたって、若い人があんまり多くいないわけですから、やっぱり認定農業者にふさわしい方を育成していただいて、町長がおっしゃるように、まんのう町は認定農業者で農業委員は構成できましたと自負できる 때가まんのうの農業の姿だと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、終わります。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号 まんのう町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第31 議案第23号 まんのう町農業委員会委員の任命について

○大西樹議長 日程第31、議案第23号 まんのう町農業委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第23号 まんのう町農業委員会委員の任命について、その提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第9条及びまんのう町農業委員会委員の選任に関する要綱に基づき、令和3年1月4日から2月5日まで委員候補者の推薦・公募を行いました結果、関係自治会より19名の推薦がありました。委員の選定に関する透明性を高めるため、農業委員候補者評価委員会で各候補者について評価を行い、委員とすべき19名が私に報告されました。私は議案書に記された19名を農業委員として適任であると考えており、任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任命予定者氏名を敬称省略して読み上げさせていただきます。

三原俊雄、西村登志子、黒木輝美、鈴木多計士、藤井清、高橋豊文、松浦功、栗田美博、中浦優、近藤重義、赤股誠司、雨霧弘、山口靖永、西岡登士男、林一典、鈴木勉、岩倉節夫、白杵慶幸、白川清茂、以上の各氏でございます。

農業委員の任命に際しては一定の条件がありますが、まず、農業委員会法第8条第6項に規定により、「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない委員が最低1人は選任しなければならない」という条件については西村登志子氏が該当しております。

また、農業委員会法第8条第5項に関しては、同法施行規則第2条第2号の適用により、認定農業者等もしくはこれに準ずる者が農業委員の4分の1以上を占める必要がありますが、委員のうち認定農業者が8名おり、いずれも必要条件を満たしております。

なお、任期は令和3年7月20日から令和6年7月19日までの3年間でございます。

以上、議案第23号の御説明を申し上げますが、御審議の上、同意を賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

本案は人事案件ですので、質疑を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

質疑を省略いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することと決しました。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略し、採決することに決しました。

これより、議案第23号 まんのう町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第32 議案第24号 教育委員会委員任命の同意について

○大西樹議長 日程第32、議案第24号 教育委員会委員任命の同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第24号の教育委員会委員任命の同意について、その提案理由を申し上げます。

まんのう町教育委員であります青野公子委員が、令和3年5月12日をもって任期が満了することから、引き続き、同氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

住所 まんのう町七箇3645番地1。

氏名 青野公子。

生年月日 昭和30年4月27日。

なお、委員の任期は、同法第5条第1項の規定により、令和7年5月12日までの4年間となります。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

本案は人事案件ですので、質疑を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認め、質疑を省略することといたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略し、採決することに決しました。

これより、議案第24号 教育委員会委員任命の同意についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、3月3日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後5時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月2日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員